

「おはなし」の時間にも保護者が多数お迎えに来ており、その子たちはそのまま帰宅していた)

-午睡も、幼稚園と保育園で分けていない。必要に応じて、眠たい子は寝かせるし、眠りたくない子を寝かせることもしない。

-保育士がくるくる変わるのはやめようと、職員のシフトに工夫をしている。

■地域との関わりや催し物に関して

1) 地域参加行事など

-自然に地域の人と触れ合うことを大切にしている。

-小学校との交流も盛ん。

-民生委員が月に一度3人ずつ来てくれて、縫い物や壊れたおもちゃの修理や行事の前には花を折ってくれたりする。

2) 子育て支援など

-先生が親から子育てを学ぶこともある。その逆も同様。

-一日親子で20人以上が利用。

-保育参加は幼稚園の親はやってほしいが、保育園のこどもがかわいそう。しかし1年目のアンケートで保育参加の要望が多く、去年はハイキングと木工教室を行なった。参加してくれる親には、みんなのこどもを見てくださいとお願している。

-子育てが楽しいことを知らせるのが役目。

-清掃奉仕週間というのを設けていて、自分のこどもの部屋の窓一枚でもいいから拭いてもらう。今年は全員が参加。いつでもよく、簡単にできることなので、働いている親でも参加することができる。父母の会が自発的に考えたこと。

-保育所・幼稚園の別だけでなく、幼児学園に来るか/来ないかに関係なく、地域のこどもたちの発達を保障する場としての意味合い・責任を認識している。

3) 散歩など、地域に出ることはあるか

-積極的に地域に出ている。地域に出るとみんなが声をかけてくれ、工事現場にも行くこともある。

4) 幼稚園と保育園の共通行事(プログラム)はあるか

-すべて一緒。幼稚園と保育園を分けるような場面は作っていない。

■建物に関して

1) 気に入っている部分

-設計者側から、話し合いの段階から現場の人を参加させてほしいという要望があり、備品などは園長の意見が通ったものが多い。

-中庭と遊戯室がみんなから見えて、異年齢のふれあい・交流の場となっている。

2) こだわりの部分

-なるべく家庭環境に近いようにしている。

-自然の木などを取ってきて、たくさん利用している。

■建物の使い方に関して

1) 考え方や工夫しているところなどあれば

-園内に柵はなく、赤ちゃんのうちから階段も上り下りしている。

-5歳の活動範囲は、図書コーナーと明確な境がなく一体的になっている。

■設備に関して

4) 床座・椅子座に関して

-給食やおやつを食べるときは、0歳児から椅子座。

5) 暖房・冷房の導入状況は

-床暖房を導入。(こどもの薄着を親に促す)夏は素足。冬は靴下。上履きを履かせない(家庭にいるときは、0-2歳で上履きを履かせることはないから。四肢をたくさん動かして土踏まずの形成を促進させる)

■ こどもたちの生活や遊びの展開について

2) 幼保一体化施設として

・幼稚園、保育園のこどもで生活に違いはあるか

-3歳児で長時間いるこどもは2歳児と同じ部屋で午睡させている。

-4-5歳児に関しては、まったく違いはない。

・もっとも大きな相違は何か

・幼稚園のこどもと保育園のこどもで一緒に遊ぶことはあるか

-3-5歳児に関しては、まったく幼保の区別がない。0-2歳児もホールなどで3-5歳児に混ざって遊ぶこともある。

・幼稚園児と保育園児(異年齢のこどもたち)と一緒に遊ぶ際には、どのような場所で、どのようなことをして遊んでいるか

-大きいこどもが、0-2歳児の部屋に遊びに来ることがある。その逆も同様で、0-1歳児が2-5歳児の部屋に遊びに行くこともある。

-ホールでの自由遊びのときは、年齢に関係なく滑り台やトランポリンなどで遊んでいる。

■その他

・障害児との混合保育について

-小さい内から一緒に過ごすことで、障害を持つ人もいるのだという理解が深まる。職員も配置し、その子が集団の中で過ごせるようになるように、育つために園に来ているのだから、別々に処遇することはしない。

-一緒にいることで「自分にはできないこと」が分かっしまい、切ない思いをしている面もあり、かわいそうに思うこともある。

-一生懸命になっている保護者と職員とのぶつかりはまああるが、様々な職員がいることが救いになっている。カンファレンスを頻繁に開いて、一つ一つ問題を一緒に考えていくような対応をしているこどもも多い。

-障害を持つこどもも穏やかに成長しており、二次的な障害は出ていない。環境設定に成功していると思う。

-「すべてのこどもを大切にすること」をモットーにしているし、その思いがこどもたちにも伝わっていると思う。

-「配慮が必要なこども」のために、一月半に1回、臨床心理士が来ている。配慮が必要なこどもは6%、30人に1人はおり、現場でも勉強が必要。しかし、職員が研修に行くよりも、こどもたちが過ごす現場でどのような子がとができるのかを実際的に勉強したい。

自治体と旗艦施設へのヒアリング調査による 幼保一体型施設の運営実態に関する報告

主任研究者：山田あすか（立命館大学理工学部建築都市デザイン学科 講師）
研究協力者：佐藤 栄治（首都大学東京大学院工学研究科建築学専攻 客員研究員）
同 同：佐藤 将之（日本大学生産工学部建築工学科 非常勤講師）
同 同：樋沼 綾子（首都大学東京大学院工学研究科建築学専攻 博士前期課程）

幼保一体型施設の運営様態は多様である。しかし、運営に際しての課題点や問題点には共通するものもあり、多様な運営様態の整理と、それぞれが抱える課題点・問題点、またそれに対する工夫や、建築的配慮についてまとめることは有用である。そこで本稿では、幼保一体化を積極的に進めている自治体と、その自治体の考え方に基づく旗艦施設へのヒアリング調査および実地調査の結果に基づき、多様な先駆事例の運営実態や幼保一体化のあり方に関する考え、その背景となる自治体の考え方や認識を把握し、運営上の問題点・課題点を整理して、今後の幼保一体型施設計画に際しての基礎的な知見を導出した。

A. 背景と目的

A. 1 社会的背景

近年、従来は「保育に欠ける0～5歳児のための児童福祉施設」と「3～5歳児のための学校教育施設」として異なる管轄・異なる目的のもとで運営されてきた、保育所と幼稚園を一体的に運営する形態が注目されている。1998年には「幼稚園と保育所の施設の共有化等に関する指針」、2003年には「骨太の方針」による総合施設設置の指針を策定された。また2006年10月には認定こども園^{注1)}法が施行され、幼保の一体化は急速に進展している。女性の就労率増加に伴う待機児童問題や少子化への対応として、また保護者の就労状況によらない平等な発達環境の保障などの理由から、幼保を一体的に運営する施設は今後とも増加が見込まれている。

A. 2 理論的背景

筆者らは前稿^{注1)}で、全国の幼保一体型施設^{注2)}（2005年9月当時）に対するアンケート調査に基づき、幼保一体化の経緯、運営形態、建築形態に着目して施設の類型化と現況分析を行った。さらに、この分析結果を踏まえて典型事例に対する詳細なヒアリング調査と終日観察調査を行って幼保一体型施設の実際の運営状況を示した。このなかで、幼保一体化運営のあり方が多

様であること、また幼保一体型施設の多くにおいて、公立園・私立園ともに、県や市区町村レベルで自治体が一体化推進や条例整備などのバックアップをしていることがわかった。前稿は多様な運営のあり方を十分に網羅していないことや、施設の運営の背景となる自治体の考え方を把握していないことなどが残された課題であった。他方、公的保育制度との関係や保育・教育といったソフト面からの幼保一体型施設の利点や課題、既存制度に対する位置づけについては先行の研究・論説が発表されている^{注2)}。

A. 3 本稿の目的

建築計画の視点からは、幼稚園、保育所それぞれの計画指針は示されているものの^{注3)}、幼保の一体的運営による利点を建物や空間構成によって具現化し、また課題点を克服するための幼保一体型施設の計画指針が新たに必要である。そこで本稿では、多様な先駆事例の運営実態や幼保一体化のあり方に関する考え、その背景となる自治体の考え方や認識を把握し、運営上の問題点・課題点を整理して、今後の幼保一体型施設計画に際しての基礎的な知見を導出することを目的とする。

B. 調査概要

幼保一体型施設の多様な運営の実態を把握するため、本稿では①：幼保一体化に先進的に取り組んでいる自治体の行政担当者に対するヒアリング調査、②：①で取り上げた各自治体の幼保一体化の取り組みを反映している旗艦施設へのヒアリング調査及び現地調査、によった。また、調査対象の選定や分析・考察にあたっては、前稿で行った全国の幼保一体型施設（2005年9月当時）へのアンケート調査^{註3)}の結果を参照した。それぞれの調査の概要は以下の通りである。

B. 1 調査対象自治体及び旗艦施設の位置づけ

前稿ではアンケート調査に基づき、各園を運営形態^{註4)}・建築形態^{註5)}・一体化の経緯^{註6)}に着目して類型化した。この類型に基づいて現況分析を行った結果、運営形態と一体化の経緯の組み合わせによる類型によって各施設の運営状況をよく説明できることが示された。そこで、運営形態と一体化の経緯の組み合わせによる類型ごとに、各施設から送付された幼保一体化への取り組みについての資料を参照し、幼保一体化を積極的に進めている自治体と、自治体の幼保一体化の考え方をよく表す施設を調査対象に選定した（図・1）。

B. 2 調査概要

1) 自治体に対するヒアリング調査

(1) 調査項目は、自治体圏での幼保一体型移設普及

の状況とその背景、今後の予想や自治体の幼保一体化に関する考え方や問題意識の所在、一体型施設の運営指針などである。

(2) 調査対象とした自治体は、6市区町村、2県である。

2) 旗艦施設へのヒアリング調査および実地調査

(1) 施設の運営の状況や幼保一体化に際しての利点や課題点などを尋ね、建物のあり方と幼保一体化の運営の対応を調べるヒアリング調査および実地調査を実施した。

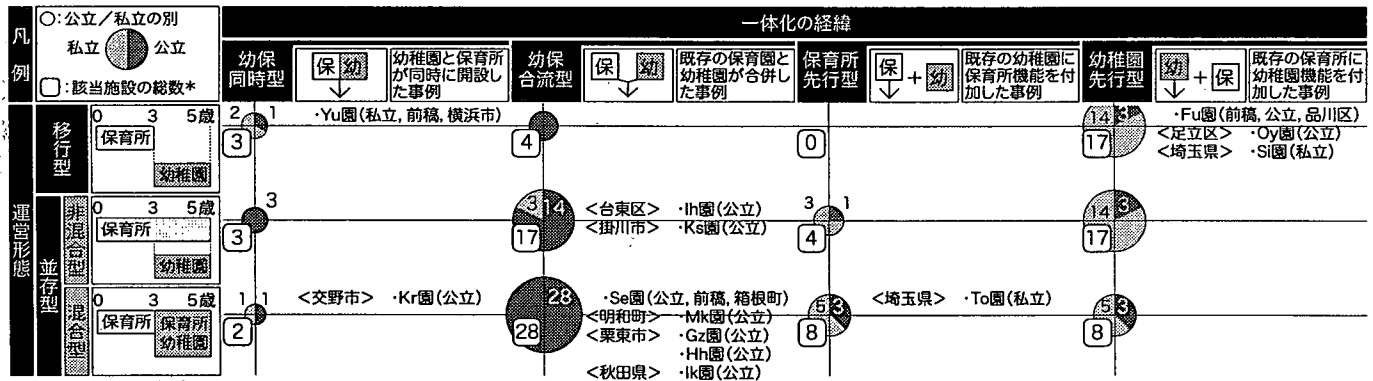
(2) 本稿で取り上げる旗艦施設は、8自治体の10施設である。

(倫理面への配慮)

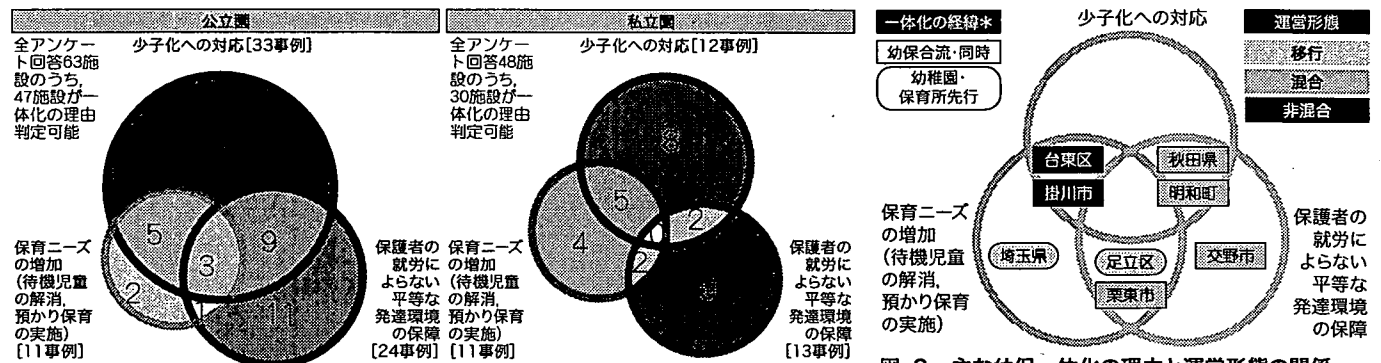
調査・研究の実施にあたっては、各施設は匿名とし、また子どもとその保護者のプライバシーへの配慮を遵守した。

C. 自治体ごとの幼保一体型施設運営状況とその相違

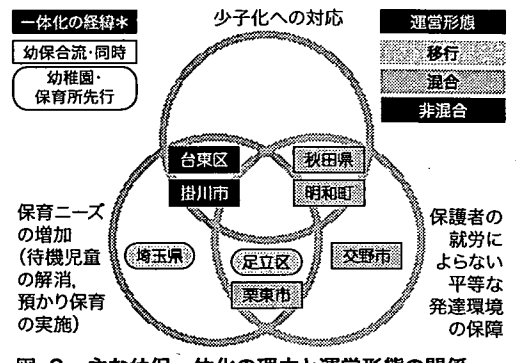
ヒアリング調査の結果を基に、各自治体の幼保一体化導入の経緯や運営の概況、課題点などをまとめた表・1から、各自治体での幼保一体型施設の運営や幼保一体化の推進の概況を整理する。



図・1 調査対象自治体および旗艦施設の位置づけ ※:2005年実施の全国の幼保一体型施設に対するアンケート調査(前稿参照)による



図・2 主な幼保一体化の理由の組み合わせの公立園/私立園の別 (図中の数字は該当施設数)



図・3 主な幼保一体化の理由と運営形態の関係 ※開設当初から幼保の機能がそろっていたが、機能の付加によって一体化をはじめたかによって分類

C. 1 幼保一体化推進に際しての手法の相違

自治体による幼保一体化の推進には、1) 公立園の運営による直接的手法と、2) 私立園への政策誘導による間接的手法、がある。前稿のアンケート調査によると、公立園と私立園では幼保一体化の理由が異なる(図・2)^{注7)}。具体的には、公立園では「少子化への対応(33/47事例)」と「平等な発達環境の保障(24/47事例)」をあげる割合が私立園よりも多く、逆に私立園では「保育ニーズの増加(11/30事例)」が多い。今回の調査対象自治体では、市区町村ではいずれも公立園の直接運営、埼玉県では主に私立園への政策誘導^{注8)}、秋田県ではその双方の手法で幼保一体化が推進されていた。このため、以下の報告は調査対象自治体によって公立園と私立園での幼保一体化の理由、すなわち一体化の目的が異なることを前提とする。

C. 2 幼保一体化の理由と運営形態、一体化の経緯

図・3に、自治体ごとの幼保一体化の理由、運営形態、一体化の経緯の関係を模式的に示した。「保護者の就労によらない平等な発達環境の保障」を一体化の理由にあげた5自治体では、いずれも運営形態として[移行型]か[混合型]を採用しており、保育園児(以下、長時間利用児と同義)と幼稚園児(以下、短時間利用児と同義)をコアタイムにおいて区別なく処遇している(表・2)。また、「平等な発達環境の保障」を一体化の理由としていない台東区と掛川市では[非混合型]を採用し、自由遊びの時間等での混合保育は実施しているものの基本的には保育園児と幼稚園児を分けて処遇している。一体化の理由が運営形態に影響を与えていることが指摘される。

C. 3 運営に際しての課題点や工夫点

幼保の一体的運営の課題点や工夫が必要な点は、保護者・職員・行政の3点でまとめられる。

1) 保護者に関して

就労状況が異なる保護者が混在するため、保護者の負担や保育への参加意識が異なること(台東区、栗東市、交野市)、保育料の設定が幼稚園児と保育園児で異なること(足立区、掛川市、明和町、栗東市)が課題点、工夫が必要な点としてあげられた。

2) 職員に関して

幼稚園と保育所の文化の違いや幼稚園教諭と保育士の意識差が足立区、台東区、埼玉県であげられた。これら3自治体では幼稚園教諭と保育士の身分が一元化されていないが、両者の意識差を課題点としていない5自治体のうち、秋田県を除く4自治体では独自の資

格設定や任免/給与体系の一本化をしている。職員の処遇の差が、幼稚園教諭・保育士の立場の差、ひいては両職員の幼稚園教育・保育の意識差に影響している可能性が指摘される。

3) 行政組織に関して

栗東市、交野市、秋田県では幼稚園の所轄課と保育所の所轄課を一本化しており、施設運営の方針決定や保護者への対応に際して有効に機能していると回答している。この3自治体ではいずれも一体化の理由に平等な発達環境の保障をあげており、こうした思想が色濃く反映された運営手法となっている。

C. 4 幼保の別への考え方

幼稚園・保育所の設置時点から幼保一体化を実施し([幼保同時型])、幼稚園・保育所独自の歴史がない交野市を除くすべての自治体が、幼稚園機能と保育所機能を「異なるもの」と認識している。幼稚園と保育所が独自に運営されていた歴史がこの両機能の差異の認識につながっていると推察される。なお、幼保園条例を設置している足立区と認定こども園化している明和町では幼保双方の機能の融和を志向しており、秋田県では幼保の機能は互いに補完し合うものと考えている。この、幼稚園機能・保育所機能の別に関する考え方は、幼保一体化の根源に関わるものであり、実際の施設や施設運営あり方に大きく影響すると考えられる。一体型施設の計画に際しては、自治体や施設によって異なる、目指す幼保の一体化のあり方、幼保両機能の関係をハードとして具現化するための計画が求められる。

C. 5 幼保一体化の利点

幼保一体化の理由以外の一体化の利点としては、こどもの交友関係の広がり(台東区、栗東市)、小学校移行時の不安の軽減(台東区、栗東市)、保護者のニーズへの対応が容易になったこと(足立区、秋田県)があげられた。

D. 旗艦施設の運営状況とその相違

ヒアリング調査及び現地調査を基に、各機関施設の運営状況や一体化の利点や課題と認識している点などについて表・2にまとめた。

D. 1 幼保一体化の利点

幼保一体型施設で展開するこどもたちの生活を実際に目にする現場職員からあげられた、幼保一体化の利点は、こども・保護者・職員/運営の3点に着目してまとめられる。

1) 保護者にとっての利点

表・1 自治体へのヒアリングにみる幼保一体化への取り組みの状況

質問項目	自治体								
	足立区	台東区	掛川市	明和町	栗東市	交野市	秋田県	埼玉県	
1.自治体圏の状況	少子化の動向	・合計特殊出生率: 1.22(2004) ・就学前人口:横ばい ・区人口:増加	・合計特殊出生率: 0.95(2004) ・就学前人口:微増 ・区人口:増加	・合計特殊出生率: 1.29(2004) ・就学前人口:減少 ・市人口:増加	・合計特殊出生率: 1.07(2004) ・就学前人口:横ばい	・合計特殊出生率: 1.77(2004) ・就学前人口:増加 ・市人口:増加	・合計特殊出生率: 1.29(2002) ・就学前人口:微減 ・市人口:急増	・合計特殊出生率: 1.30(2004) ・就学前人口:減少 ・県人口:減少	・合計特殊出生率: 1.20(2004) ・就学前人口:横ばい ・県人口:増加
	待機児童数の動向	・0歳児と4・5歳児で少ない ・4・5歳児で待機児童が少ないのは幼稚園での受け入れがあるため ・区全体では348人	・待機児童数は20人前後で推移 ・空いている園は空いているので、全体的に均せばほぼ0になる	・2005年には16人、2006年には45人で増加傾向	・なし	・3歳以上は幼稚園があるため待機なし ・待機児童数は29名、年度途中入所での受け入れが困難で、特に0-2歳児で定数内の受け入れが困難	・市全体の待機児童数は2006.04で21名、08で50名(第一希望待ちを含まず) ・3-5は幼稚園があるので待機児童なし	・197人(うち秋田市123人)	・待機児童数1386人(2006.4) ・幼保一体型施設整備のため、昨年度より440人ほど減少
2.自治体圏での幼保一体型施設の普及状況と今後の予想	施設数	1	1	3	1	4	3	15	42
	増加の見込み	なし	1	5	なし	なし	認定こども園検討中	7園が認定こども園化予定	[幼稚園先行型]で増加見込
3.実施に際して	幼保一体化の経緯	・既存のOy幼稚園の改修を機に、同時期に策定された幼児教育振興プログラムの実践例として幼稚園が設立された	・2000年~教育ビジョンの検討を行うなかで、幼稚園と保育所が隣接していた1園で5歳児の合同保育を開始	・26施設あった公立幼稚園と公立保育所のうち、21園を【解体再編】によって6つの幼稚園と、2つの幼稚園に再編	・幼稚園・保育所各3園を統合(2000). ・保護者の就労によらない平等な発達環境の保障のため一体化を推進	・もともと幼稚園と保育所を隣接して設置しており、保護者の就労によらない平等な発達環境の保障のため一体化を推進	・児童福祉法の制定に伴う保育所設立の際、保護者の就労によらない平等な発達環境の保障のため一体化施設として建設	・県政が平等な発達環境の保障のため幼保一体化を進めた ・幼保共用化の指針 ・幼保一体運営特区認定【解体再編】	・待機児童の解消と定員割れがすすむ幼稚園への支援体制として空き教室利用などによる幼保一体化を推進
	一体化を進めている理由や背景	・就学前教育の充実 ・就労と育児の両立支援 ・幼保の融合による質の高い乳幼児保育と教育の実現 ・保護者の多様なニーズへの対応 ・地域の子育て力の向上	・少子化 ・保育園児への幼稚園教育の預かり時間の延長 ・就学前教育の充実(小学校の学級崩壊) ・区内には公立保育園や私立幼稚園も多く、第3の選択肢としての確立を目指す	・定員割れをしていた幼稚園の施設整備	・少子化による幼稚園の定員割れ ・保護者の就労によらない平等な発達環境と保育・教育サービスの提供	・就学前のこどもたちへの平等な発達環境の保障 ・保育所のニーズ増加、幼稚園のニーズ低下	・就学前のこどもたちへの平等な発達環境の保障(以前の知事の考え) ・実施当時と状況が異なり、現在の意義として少子化のなかでの異年齢交流の機会としての役割が期待される	・平等な発達環境の保障(以前の知事の考え) ・就学前教育の充実 ・幼稚園の保育園化、保育所の幼稚園化	・幼稚園のニーズ減少による空き教室の増加 ・保育所の待機児童の増加と待機児童問題解消の必要性増加 ・幼稚園の保育園化、保育所の幼稚園化という社会的な流れ
4.実施に際して	地域や保護者の受け止め方	・入園希望者が多いが、3歳児クラスから4歳児クラスになると保育時間、料金の変更点について改めて説明する必要がある(0-3が保育所、4-5が幼稚園の【移行型】)	・保育園と幼稚園のそれぞれにこども預ける保護者には、保育に関わりたい度合いや園に求める役割などに違いがあることが浮き彫りになった	・民営化のため、保育料などが高くなり、場所も遠くなるのではじめはどの地域でも反対された ・現場職員もはじめは反対だった	・帽子や制服が違うことで保護者が心配している ・説明会は積極的に開催したが、保護者に理解してもらうのに時間がかかる	・以前から行事の合同開催の要望あり ・発達のちがいを見られると好評 ・当初は、帰りの時間の相違や職員とのコミュニケーション方法の変化への不安や不満があった	・交野市の住民は、交野といえど幼保一体化、と認識しており違和感はない ・転入してきた家族は、特に幼稚園に就園をさせたつもりの場合に違和感を感じることもある	・幼保の機能が互いに補完されたことで利便性が高まっており、保護者受けもよい	・幼保を別々に考えてきたかど地域で受け止め方に差がある ・保護者にとっても、選択の幅が広がるといって有利と説明している
	独自の条例やカリキュラムの設定	・区で保育園条例と独自のカリキュラムを策定	・区で独自に幼児教育カリキュラムを策定	・特区認定を受け、自治体として幼保一体化を進めている	・条例化はしていないが、町の施策として幼保一体化を導入した	・条例化はしていないが、市で独自の幼児園カリキュラム(幼稚園教育要領と保育所保育要領の双方を満たすもの)を策定	・条例化はしていないが、幼稚園教育要領と保育所保育要領をベースにして幼保双方の機能を満たす同一の独自のカリキュラムを設定	・保護者の就労によらない平等な発達環境の保障、地域の子育ての推進などを目標とする「秋田モデル」を掲げ、その構築に尽力している	・条例化は行っていないが、政策誘導として幼保一体化を推進している ・私立園中心なので独自のカリキュラムは策定していない
5.実施に際して	施設設置基準	・独自に設定	・自治体の状況に合わせて	・独自に設定 ・中学校区単位に一つずつ設置	・認定こども園としての標準 ・町で1施設	・独自に設定 ・小学校区を目安に設置	・独自に設定 ・中学校区をめやすに設置	・幼稚園、保育所双方の基準による	・幼稚園、保育所双方の基準による
	職員の資格や待遇	・幼稚園教諭と保育士とで身分が違う。(ローテーションには平等に参加)	・幼稚園教諭と保育士とで身分が違う。今後この差をなくしていきたい	・幼稚園・保育園の両資格を併せた、掛川市独自の「幼児教育師」資格を設置	・幼保とも同じ行政の一般職として雇うため待遇は同じ ・片免でも可能だが、新規採用は片免	・幼稚園教諭資格と保育士資格の両方をしている人を採用 ・給与体系は一体化前から同一だった	・教諭と保育士両免を持つ人を採用 ・幼保とも同じ行政の一般職として雇うため待遇は同じ	・幼稚園、保育所双方の基準による	・幼稚園、保育所双方の基準による
6.実施に際して	苦労している点	・幼稚園、保育園の認可基準をクリアするのが苦労した ・幼稚園と保育所の文化の相違をそれぞれが理解すること ・夏休みの取り方	・幼稚園教諭と保育士の身分の違い、コミュニケーションのとり方 ・保護者への説明	・民営化による保育料の高額化 ・待機児童の増加(保育料が周辺自治体よりも安い) ・保育料の設定に配慮 ・教育と保育の一元化 ・県としての指針がないこと	・幼保の保護者の保育への関わり方の相違 ・事務処理の煩雑さ ・保護者の幼保の別の意識改革 ・園の認定こども園との兼ね合い(公立で実施するメリットが明確でない) ・園の認定こども園との兼ね合い(公立で実施するメリットが明確でない)	・建物の老朽化 ・園の認定こども園との兼ね合い(公立で実施するメリットが明確でない) ・私立園としての独自の確立 ・保護者負担の平均化	・認定こども園は直接契約であること	・事務処理の煩雑さ ・職員同士の衝突(待遇や考え方の違い)	
	工夫した点	・職員のチーム保育、ローテーション ・小学校との連携 ・ボランティアの導入	・今後の工夫として、運営の主眼が異なる園を保護者が選択できるようにすることを検討している	・保育料への補助金、幼稚園保育料の一元化 ・H15開園時には幼保職員の身分を統一して行政職にした	・職員の給与体系の統一	・行政組織の一括化 ・保育料の是正 ・小学校への情報伝達を幼保の別々実施 ・保育内容の一本化 ・職員のローテーション	・行政組織の一括化 ・保育内容の一本化 ・パートタイムの導入による人件費の削減	・行政組織の一括化 ・県単位でのモデル化	・幼保一体型施設設置への補助金制度
7.実施に際して	成功した点・幼保一体化のメリット	・幼稚園部門については保護者が保育時間を選択できる	・少子化を背景としたこどもの交友関係の広がり ・小学校移行時の不安解消	・保護者の就労状況によらず、こどもが同じ環境で育っている ・町に1園だけなので、認定こども園となっても待機順などに不平等が生じない	・保護者の就労状況によらず、こどもが同じ環境で育っている ・町に1園だけなので、認定こども園となっても待機順などに不平等が生じない ・幼稚園にも給食を提供できる	・長年の実践によって地域のこどもは同じだという意識が培われた ・子どもの移行がスムーズになった ・認定こども園となっても何とかならない ・幼稚園にも給食を提供できる	・保護者のニーズへの対応が容易になった	・待機児童が若干解消された ・定員割れの幼稚園の経営が安定した	
	幼保の別への考え方	・運営のなかで幼児教育・保育文化の相違を感念、双方の利点を融合して独自の手法を打ち立てたい ・長期間、長時間(保育所利用)の子は1日や1年のうちで生活が単調になりがち	・省庁の枠組みの違いが色濃く影響し、職員の勤務条件などおのの制度の中での対応がある。今後とも制度の中で工夫をしていくしかないと考えている	・待機児童と定員割れ、幼稚園の問題の解決を主目的に施設整備を進めている段階。幼保双方の機能の別は特段認識していない、職員を高免で採用しており、長時間保育には全職員であった	・幼稚園は教育の場、保育所は子供を預かる場と認識している ・幼稚園と保育所の機能をうまく活かしながら、同じサービスを提供することによって児童育成を築いていこうと考えている	・幼稚園と保育所の機能は違うという認識の上、保育や保育環境の整備を行っている。 ・時代の変化とともに幼稚園にも、生活習慣の自立、本来は保育所が担ってきた役割も求められるようになった	・基本的には幼稚園も保育園も一緒で、異なる時間が異なるだけだと捉えている。	・基本的には違うものと認識。ただ、互いに機能を補完し合う効果は強い。 ・県としては、どちらかを優先するという考えはない。	・当初は幼保が年齢で別れる移行型を想定 ・現在は並存型のニーズが高いと認識。県としては幼保が分離する【移行】と分離しない【並存・混合】のいずれかを優先する考えはない

就労状況が異なる保護者の相互理解の促進や、交流関係の広がりやIh, Gz, Hh, Ik, Toがあげている。

2) 職員/運営面にとっての利点

幼保双方の長所を活かせることや機能の補完 (Oy), 効率化 (Mk, Kr, Si) があげられている。

3) こどもにとっての利点

異年齢交流や、それによるこどもの成長への良い効果を半数の園があげている (Oy, Ks, Kr, Ik, Si)。このうちKs, Kr, Ikは、[幼保合流・同時型]で、幼保一体化に際して0~2歳児のための保育所機能を付加したOy, Si ([幼稚園先行型])とは異なり、もともと0~5歳児のための保育所機能があったにもかかわらず、異年齢交流を幼保一体化の利点としている点は興味深い。幼稚園児 (短期間児) が3・4歳で就園する際、従来のように最年少児としてではなく、自分の下に低年齢児がいることや、3・4歳で就園することが低年齢児と交流機会をもつことで改めて異年齢交流の効果が意識されることが伺える。

ほかに、一体化によって人数規模が拡大することや保護者の就労状況によらない発達環境が保障され交友関係が広がること、他者理解や社会性獲得の促進 (Ih, Ks, Gz, Hh, Kr), 小学校入学時のなじみやすさ (Ih, Gz, To) があげられている。

4) こどもと職員双方にとっての利点

低年齢児からの一貫した保育・教育の実現 (Oy, Si), 多数の職員から見てもらえること/多数の職員が

こどもを見られること (Ks, Hh, Kr) があげられている。

D. 2 運営に際しての課題点や工夫点

1) 保護者にとって

就労状況が異なる保護者が混在するため、保護者会や行事の設定には工夫が必要である (Oy, Hh, Kr, Si)。一方、保護者間の交流関係の広がりや多くの園で歓迎されており、送迎時間が異なるため直接は触れあえない保護者同士についても、設えや掲示物などを通して交流を促す仕掛けをしている園もある (Oy)。また、幼稚園と保育所の利用料格差も一体化の課題点にあげられている (Mk, Si, To)。なかでも3歳から全員が幼稚園処遇になる [移行型] のSiでは、幼稚園に上がる段階で利用料があがるため、保育園利用児の半数以上が3歳の時点で他の保育園に移っている。

2) 職員/運営にとって

職員とこどもの人数規模の拡大などのため、職員間の情報の共有の重要性や困難さ、その解消への工夫の必要性、があげられた (Ih, ks, Hh, Kr, Ik)。幼稚園勤務では保障される研修の時間が、運営方法によっては保育に回されがちになるため、研修の時間の確保など職員の時間配分にも工夫が必要である (Hh, Kr, Ik)。また、幼保の所轄の違いに由縁する事務処理の煩雑さ (Kr, Si, To) も強く解消が求められている。

3) こどもにとって

こどもにとっての幼保一体化運営の問題点・課題点の多くは、第一に滞在時間の長短が混在することに起

表・2a 施設へのヒアリング調査にみる施設ごとの幼保一体化への取り組み状況

*順に保育所、幼稚園、一体運営開始年を示す

質問内容	自治体・施設名称											
	足立区		台東区		掛川市	明和町	栗東市		交野市	秋田県	埼玉県	
	Oy園	Ih園	Ks園	Mk園	Gz園	Hh園	Kr園	Ik園	Si園	To園		
開設・認可*	H16 S55 H16	S45 S49 H10	解体再編:H15	解体再編:H18	S28 S45 H15	S56 S56 H15	S49 S50 S50	解体再編:H10	H14 S55 H14	S33 S61 S61	保:社会福祉法人 幼:学校法人	保:社会福祉法人 幼:学校法人
運営主体	足立区	台東区	掛川市	明和町	栗東市	栗東市	交野市	井川町	学校法人	学校法人	保:社会福祉法人 幼:学校法人	保:社会福祉法人 幼:学校法人
敷地面積[m ²]	2,006	664.5 843.1	6,793.9	9,921	6,479	7,500	3,205	4,717.33	2,410	5,940 1,272		
延床面積[m ²]	1,081	1,298.4 1,847.6	2,887.1	2,686.74	1,500	1,800	1,683	544.32 529.92	1,204	1,076 630		
構造	軽重鉄骨造 一部2階建	保:RC3階建 幼:RC3階建	鉄骨造平屋 一部2階建	重畳鉄骨造 平屋建	鉄骨2階建	保:鉄骨1階建て 幼:鉄骨2階建て	RC2階建て	一部鉄骨 木造平屋建	RC造 一部鉄骨造	保:木造・鉄骨造 幼:RC		
平面図												
編かけは 保育室	2F	2F	2F	1F	2F	1F	2F	1F	1F	1F		
敷地面積[m ²]	50											
保育園 または 長時間 クラス												
幼保 混合 クラス												
建築形態	合築型 <input type="checkbox"/>	隣接型 <input type="checkbox"/>	合築型 <input type="checkbox"/>	合築型 <input type="checkbox"/>	合築型 <input type="checkbox"/>	併設型 <input type="checkbox"/>	合築型 <input type="checkbox"/>	合築型 <input type="checkbox"/>	併設型 <input type="checkbox"/>	隣接型 <input type="checkbox"/>		
運営形態	移行型 <input type="checkbox"/>	非混合型 <input type="checkbox"/>	非混合型 <input type="checkbox"/>	混合型 <input type="checkbox"/>	混合型 <input type="checkbox"/>	混合型 <input type="checkbox"/>	混合型 <input type="checkbox"/>	混合型 <input type="checkbox"/>	混合型 <input type="checkbox"/>	移行型 <input type="checkbox"/>	混合型 <input type="checkbox"/>	
一体化の経緯	幼稚園 先行型 <input type="checkbox"/>	幼保 合流型 <input type="checkbox"/>	幼保 合流型 <input type="checkbox"/>	幼保 合流型 <input type="checkbox"/>	幼保 合流型 <input type="checkbox"/>	幼保 合流型 <input type="checkbox"/>	幼保 同時型 <input type="checkbox"/>	幼保 合流型 <input type="checkbox"/>	幼稚園 先行型 <input type="checkbox"/>	幼稚園 先行型 <input type="checkbox"/>	保育所 先行型 <input type="checkbox"/>	

表・2b 施設へのヒアリング調査による施設ごとの運営状況 *長時間保育の受け入れ可能人数が増えれば、就労を希望する保護者が増える

質問内容	自治体・施設名称										
	足立区	台東区	掛川市	明和町	栗東市	交野市	秋田県	埼玉県			
	Oy園	Ih園	Ks園	Mk園	Gz園	Hh園	Kr園	Ik園	Si園	To園	
年齢	1~3歳:42/42 4~5歳:65/66	1~5歳:73/66 3~5歳:52/60	0~5歳:125/120 3~5歳:148/140	0~5歳:115/幼保計300 3~5歳:196/幼保計300	0~5歳:72/65 3~5歳:156/175	0~5歳:89/110 3~5歳:102/175	0~5歳:127/120 3~5歳:57/60	0~5歳:93/80 4~5歳:57/140	0~2歳:32/30 3~5歳:121/240	0~5歳:104/120 3~5歳:54/90	
待機児童	・入園希望は定員を大きく上回る ・供給が必要を生むため、待機児童の完全な解消は困難	・学年によって待機児童も若干異なるが、多くの学年で定員の超過	・0~5歳全体で12人のオーバー、定員の緩和により受け入れ	・幼保合計の定員300人に対して310人の入園希望	・市レベルでは待機児童もいるが、園単位ではない	・市レベルでは待機児童もいるが、園単位ではない	・市レベルでは待機児童もいるが、園単位ではない	・町で唯一の施設なので全園受け入れる	・待機児童は定員半数ほど ・保育部門は定員オーバー	・幼稚園は定員割れしているが、保育園は満員の状況	
保育時間帯の設定	保 7:30~18:30 幼 短:9:00~14:00 中:9:00~16:00 長:7:30~18:30	保 基本:7:30~18:15 夕:18:15~19:15 幼 基本:8:50~14:10 14:10~17:00	保 朝:7:00~8:30 基本:8:30~18:00 夕:18:00~19:00 幼 8:30~14:00	保 基本:7:30~16:00 夕:16:00~18:30 (長時間児として) 幼 8:30~14:00 (短時間児として)	保 中:7:30~16:00 長:7:30~18:30 幼 基本:8:30~14:00 14:00~16:00	保 中:7:30~16:00 長:7:30~18:30 幼 基本:8:30~14:00 14:00~16:00	保 朝:7:00~9:00 基本:8:45~17:15 夕:17:00~19:00 幼 8:45~14:00 (短時間児として)	保 基本:7:30~19:00 幼 朝:8:00~ 基本:9:30~14:00 夕:14:00~18:00	保 朝:7:00~8:30 基本:8:30~16:30 夕:16:30~19:00 幼 朝:8:00~ 基本:9:30~14:00 夕:14:00~18:00	保 朝:7:30~8:30 基本:8:30~16:30 夕:16:30~19:15 幼 朝:7:30~8:30 基本:8:30~16:30 夕:16:30~19:15	
幼保一体化導入の経緯	・幼稚園の改修を機に、保護者を巻き込んだ幼児教育の推進となるよう幼保一体化を実施	・幼児の施設が隣接していたため幼保一体化が容易に実現し、段階的に4・5歳の合同保育を拡充しつつある	・行政主導の下、公立幼稚園2園と公立保育園1園を併設し、公設公営の幼保園として一体化した	・行政の面からの効率化 ・保護者の就労に関わらず同じ行政サービスを提供する	・行政主導で、平等な発達環境の保障のため幼保一体化を導入、合築園舎を新設	・行政主導で、平等な発達環境の保障のため幼保一体化を導入、隣接した幼児の園舎を改修によってつないだ	・市としての保育所と幼稚園の開設時から幼保一体化を実施、市内の幼稚園3事例目として園舎の造り前園舎の活用を考えた	・少子化による僻地再編、特に幼稚園の減少が背景として大きかった	・0歳児からの教育に興味があった ・待機児童の解消のための幼保一体化を県から依頼され、市の意向とも合致し幼稚園の空き教室に保育所を開設	・幼稚園の開設に際して、子どもたちに幼保の区別の意識を生じさせないために一体化を決定	
幼保一体化のメリット	・双方の良い点を取り入れた質の高い育成環境を提供できる ・保護者のニーズに添った保育時間を提供できる ・幼稚園と保育所が共同して実践、研究し、課題解決にあたる ・低年齢児からの一貫した保育、教育ができる ・地域全体で子育て環境をつくるという意識につながる	・小学校入学時の馴染みが容易 ・親どうしの関係も強く広くなる ・4歳児から次第に人との関わり合いを促していける(違う環境から来るときの同士のコミュニケーション能力向上が期待できる)	・多数の職員が多数の子どもを見るため機嫌のつながりが強い ・大勢の子どもがいっしょに遊ぶ、友達が多くなる ・大人数が多い分には多様な交流関係が生まれる ・教諭と保育士の両方がいて、様々な大人に多様な見方をしてもらえる	・就学前の同じ年齢の子どもと同じ教育・保育を提供できる ・効率化を図れる	・子どもたちの交友範囲が広がる、地域での交流も豊かになる ・小学校入学時にも安心感がある ・保護者を含め、幼稚園と保育所の二つになんとか分かれることがなく、まとまりがあつていい	・子どもたちが同じ環境で成長できる ・交友関係が広がる ・事前に預かり保育を利用する園児も安心になる ・保護者が仲間としてのつながりがあり、就労状況によらず互いの状況を互いに気遣いあつていい ・職員全員で全員の保育にあたる気持ちが高まる ・より多くの職員が多方面から子どもたちを見られる ・職員が多くの保護者とふれあえる	・施設、備品、人材が有効活用できる ・教諭・保育士の格差意識がない ・行事、委員会等が平日にできる ・長時間担任も研修の機会がとれる ・全職員で全園児の把握ができる ・地域の子どもが同じ環境で育てる ・大集団に入ることによって社会性が高まる ・異年齢交流により、お互いに思いやりが育ちあつていい ・最年長児は責任感が強くなる	・異年齢交流によってやさしさ、おもいやりが生まれる ・全ての子どもが集まることで、町全体での「保育観」が育ち、町の子どもを町全体で育てていく意識が高まった	・0~5歳児に一貫した教育が提供できる ・幼稚園教育のノウハウを0歳児にも生かして、早い時期から早い基礎作りがはかどりやすい ・社会資本の有効利用ができるので、財政的にも無駄が省ける	・保護者同士の交流、助け合い、お互いの理解が強まった ・小学校入学時の幼児の区別意識がなく、まままりが生まれやすい ・子どもたち、おとなにとっても育ちあう場となる	
幼保一体化のデメリット	・幼稚園と保育所は同じように幼児教育を行っているが、両者には相当な違いがあること分かってきた ・幼稚園文化をもっている職員と保育所文化をもっている職員相互の理解を促すことが必要 ・保護者の就労状況が異なるので、保護者会や行事の受け方には工夫が必要	・遊びに入る時間がずれているため、既にある園児が遊具やスペースを独占してしまう傾向が分かってきた ・幼稚園文化をもっている職員と保育所文化をもっている職員相互の理解を促すことが必要 ・保護者の就労状況が異なるので、保護者会や行事の受け方には工夫が必要	・人数が多いことでの弊害もある ・教育として採れたものを子どもたちの目の前でなく調理してあげることができない ・まだ保護者全員が幼保園を理解していない ・14時以降は午睡の保障のため親子で遊べるので、禁止していることで、園児同士のコミュニケーションが取れない	・保育料までは一元化できなかったこと ・教育と保育の一元化が一部の課題(現在の施設で運営のされかたが異なる、多々元的になってきている) ・元々幼稚園で使っていたもの、保育園で使っていたものが混在しているため、各教室で使っている椅子などが統一できていない	・降園時間に差があるため、特に長時間児は友達同士一緒に遊べる時間が減っている ・中/長時間児の保護者の日常的な交流の場が少なくなる ・中/長時間児と短時間児の親同士の交流が少ない ・子どもたちは一つ一つになりきれていない	・子どもたちが安心して遊べるよう職員との連携が必要になる ・人数の共有には工夫が必要 ・長時間児は何らかの保育室を確保しなければいけない ・職員が職員のローテーションを管理しにくい ・会議や研修の時間など、職員の時間取りが難しい ・保護者の状況が異なるため、行事の持ち方が難しい ・長期児と短期児は生活の積み上げに異なる	・話し合いの時間や園内研修、園内情報交換を工夫する必要がある ・人数規模が大きくなるので、全ての保育者の共有が必要 ・短時間担任は、幼稚園勤務よりも研修時間が短い ・全職員で話し合うことが困難 ・父母の集会の設定 ・保護者のニーズが異なる ・短/長時間児の降園時間が異なる	・年齢の同じ幼児が幼稚園、保育園にいるため、保護者同士の関係構築に配慮が必要 ・事務処理が煩雑になる ・会計システム(幼保一元)を確立してほしい ・幼稚園と保育所には保育料に格差があり、幼稚園以上に行かざるを得ない ・一般に幼保の職員給与が異なる。Si園では幼稚園の基準に合わせた	・事務処理、財務管理が大変、業務で矛盾も多いところがあるので、なるべくシンプルなシステムにしたい ・幼稚園と保育園の利用料の格差、給食など同じサービスを受けても料金差がある		
幼保一体化施設として(幼稚園)保育園のこどもの生活の相違点	・滞在時間や年齢が異なる ・小さい子どもたちが一緒にいることで、園全体の雰囲気がかたまりやすい	・保育園の子どもの場合は、感情・精神的ケアをより必要としている ・小さい子どもたちが一緒にいることで、園全体の雰囲気がかたまりやすい	・異年齢交流が活発に起きている、雰囲気としては良い ・滞在時間の長い子どもたちへのケアが重要	・幼保の別自体が無いので生活に相違は感じられない ・長時間児、短時間児といったプログラムの相違はある	・短時間児の降園の間に、中/長時間児の生活は午睡をする ・午睡への移行がスムーズにいくよう、食後は短時間児と中/長時間児の部屋を分ける	・短/中時間児と保護者がすぐには帰る園児で遊ぶには構造的に難しい ・園庭で遊ぶだけ、園庭での異年齢交流が日常的に起きる	・短時間児と中/長時間児の生活は午睡の有無で、前者の分層の時間が幼保一体型施設としての運営の難点になると認識している	・幼保の園児の違いは、滞在時間、昼食の有無、前者の分層の時間が幼保一体型施設としての運営の難点になると認識している	・低年齢も幼稚園の運動遊び、絵画、音楽活動等を行うことで、基本的な型活動として幼稚園の自立度が下がっており、保育所との対応が必要	・大人の目線では就園に違いがあるが、いずれは生活も保護者会も一緒 ・子どもたちにも意識差はない	
延長保育時の活動場所と時間の推移	・長期間、長時間保育に慣れた子どもたちが生活が楽になる ・14時以降は併設小学校の空き教室に移す ・延長保育時には活動場所を変えて異年齢合同保育を実施、気分を変えて家庭的な保育をおこなっている	・5歳児は9:15、4歳児は9:45に幼稚園へ移動 ・昼食は保育所園舎で合同で食べる ・夕は幼稚園、保育所でそれぞれ別々に異年齢の合同保育を行う	・16時以降は、3~5歳児が職員室隣の遊戯室に集まる ・3歳児は17:15、2歳児は17:30まで各自の部屋で過ごす ・17:30以降は2歳児が1部屋に集まる ・18:00以降は0~5歳児が1部屋に集まる	・17時までは、各歳1部屋ずつに集まる ・人数によっては、3~5歳児が1部屋、0~2歳児が1部屋、18時以降は0~5歳児が1部屋に集まる	・16時15分~4:5歳の合同保育 ・17時~18時は0~2、3~5歳児の合同保育 ・18時以降は、0~2は一体的に活動、人数が多い危険な場合、落ち着いているときは異年齢交流の機会となる	・昼食後、13:15以降は、2~5歳児が合同で遊ぶ ・1歳児は別に午睡 ・16:30以降は、学童保育の子を交えて、2~5歳の合同保育と1、2の合同保育	・家庭に帰れば豊かな環境がある ・幼稚園に帰ると、安全なおやつを食べている ・4、5歳児は学童保育の場となる ・16:30以降は学童の子と一緒に遊んで遊ぶようにする	・朝の延長保育と預かり保育は保育園 ・夕の延長保育と預かり保育は幼保各部門で1室ずつに集まる	・朝と夕の遅い時間の延長保育は0~5歳で合同保育 ・夕方18時半(幼稚園の預かり保育終了時刻)までは0~2歳と3~5歳が別		
子どもたちの滞在時間の相違への配慮	・保育時間帯の変わり目をつけずに生活に変化がつかないように、14時以降は併設小学校の空き教室に移す ・環境と気分を変えていくことで、寝たい子どもは寝たい、遊び道具も質的・量的なものにしていく ・時間帯の違いで異なる人間関係が生まれ、子どもたちの生活が広がる	・幼保の園舎がわかれており、午前中の自由遊びの時間のみ混合保育を実施している ・昼食後はそれぞれの園舎に別れてそれぞれ生活が展開するので、降園時の相違はお互いに気にならない	・子どもたちも慣れた生活で特別な配慮はほとんど必要なくなってきた ・混合保育を行うと長時間滞在時の活動場所の移動が頻繁になるため、長時間滞在時の短時間児の保育に配慮している	・長時間児と短時間児を別々に分けるということはなく、自然に処遇している ・職員全体で長時間児の保育にあたる	・昼食後すぐに午睡の子どもと、帰りの子どもの活動場所を分けている ・3歳児のクラスが別なので、1年間で降園時間の差に慣れ、混乱が少なくなる ・短時間児の降園の様子や中/長時間児から見えないよう、活動場所へ配慮している ・最初うちは早く帰らなくてはならないという不安感も減っている	・降園のタイミングでは配慮が必要 ・午睡の保障のため居残りは禁止 ・4月当初には降園時間の違いに混乱もあるが、2ヶ月ほどで慣れて落ち着いていく ・午前の時間は幼稚園的なので、午後の時間は保育園的にできるだけのんびりさせる ・異年齢交流の機会としている	・時間経過とともに少なくなった子どもたちが安心して遊ぶように、一つの部屋に集まる ・4、5歳児は学童保育の場となる ・16:30以降は学童の子と一緒に遊んで遊ぶようにする	・家庭に帰れば豊かな環境がある ・幼稚園に帰ると、安全なおやつを食べている ・4、5歳児は学童保育の場となる ・16:30以降は学童の子と一緒に遊んで遊ぶようにする	・幼保のこどもたちが一緒に生活する場がある ・預かり保育は好評	・幼保合同の延長保育の部屋には特別の玩具や家具を用意し、その時間を楽しく過ごすように配慮している ・延長保育の時間は、残りやあまりの時間がたつと、それ自体が大切な時間だと実感している	
幼保一体化と建物のつくりについて	・3~5歳児は同じクラスで混合保育を実施している ・長時間児は1日の園での生活が長いので、活動場所を変えて生活にメリハリをもたせることが必要と考えている	・幼保の園舎がわかれており、両者の情報伝達が難しい ・現在ではそれらがいい方向にいっているように感じている	・もともと幼保の合築施設として建設された ・平屋建てでテラスが添えられているため、異年齢児の部屋のアクセスなどはしやすい	・建設時は各階の階層で幼保を分けた結果、階段の段差が大きいというデメリットが生じた ・長時間児の移動を考慮して階段の段差を減らす工夫を考えた	・4、5歳児と0~3歳児が別れているのは午睡の保障と2階の面で有利 ・幼保一体型施設では午睡との関連で空間を考えると必要があると思う	・4、5歳児と0~3歳児が別れているのは午睡の保障と2階の面で有利 ・幼保一体型施設では午睡との関連で空間を考えると必要があると思う	・オープンプランを採用した、活動的な遊びができる ・反面、落ち着いたコーナーが確保しにくい ・給食の準備、掃除にスペースが必要	・幼保のこどもたちが一緒に生活する場がある ・預かり保育は好評	・4、5歳児と0~3歳児が別れているのは午睡の保障と2階の面で有利 ・幼保一体型施設では午睡との関連で空間を考えると必要があると思う		

因する。短時間児と長時間児の分離の時間帯に配慮が必要と答えたのは4園 (Ks, Gz, Hh, Kr), 長時間滞在児にはケアや環境の与え方に配慮や工夫が必要だと答えたのは7園である (Oy, Ih, Ks, Gz, Kr, Ik, To)。なお、長時間滞在中に活動場所が変わることは、これを問題・課題点と捉える園 (Ks, Hh), 逆に長時間にわたる生活にめりはりをつけるきっかけとして肯定的に捉えている園 (Oy, To) の両方がある。長時間児の午睡の保障を意識した回答は4園からあげられ (Ks, Gz, Kr, To), 特に Gz, Kr, To では、建物のつくりとの関係で午睡の保障があげられている。幼保一体型施設計画に際しての建築的な留意点として、滞在時間が長い子どもたちの活動場所のあり方と、午睡の保障への配慮があげられよう。また延長保育の際には、時間帯によっては1つの室で幅広い年齢段階の子どもを保育するため、充実した活動と安全性を両立させるための配慮が必要となる。

また、低年齢から施設での保育生活を経験する保育園児(長期間児)と3ないし4歳で就園する幼稚園児(短時間児)の混在に関して、4月期に集団生活経験の積み重ねや生活自立度の差異などによって保育園児・幼稚園児の双方に混乱が生じることを Hh, Kr, Si が指摘している。栗東市の2園では幼保一体型施設運営開始後に両者の差異と両者の混在の弊害に気づき、3歳児のうち幼稚園児と保育園児を別個に処遇し ([非混合型]), 4・5歳で幼保の混合保育を行うという手法に変更した。ただし、幼保の混在が始まる年齢での混合保育を行う園では2ヶ月ほどで混乱が落ち着くとし

ているのに対して栗東市の事例では10月頃が両者の融和の目安になるとしており、その時期には差異があることから、短/長期間児の混合保育のあり方においてどちらが有利とは断じられない。

E. まとめ

以上、本稿では、幼保一体化を積極的に進めている自治体と、その自治体の考え方に基づく旗艦施設へのヒアリング調査および実地調査の結果に基づき、幼保一体型施設の運営実態を把握した。幼保一体型施設運営上の課題点と一体化の利点、これに基づく建築計画上の留意点は、表・3のようにまとめられる。本稿の成果を基礎として、本稿で把握した幼保一体型施設運営上の課題点を克服するため、また一体化の利点を十分に活かすための具体的な保育・教育環境の計画についての考察や提案を今後の研究課題と認識する。

F. 研究発表

F. 1 論文発表

本稿は、下記の通り発表された査読論文に加筆・修正を加えたものである。

山田あすか, 佐藤栄治, 佐藤将之, 樋沼綾子: 『自治体と旗艦施設へのヒアリング調査による幼保一体型施設の運営実態に関する報告』, 日本建築学会技術報告集 第25号 掲載ページ未定, 2007年6月

F. 2 学会発表

表・3 幼保一体化の利点, 課題点, 建築計画上の留意点

	利点	課題点	建築計画上の留意点
保護者同士の関係	<ul style="list-style-type: none"> 多様な保育時間のニーズなどへの柔軟な対応が得られる 就労状況が異なる保護者同士の相互理解が促進される 就労状況にかかわらず交流の機会や人数規模が保障されることで、保護者同士の交流関係が広がる 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 保護者の就労による意識差など <ul style="list-style-type: none"> ・保護者負担の不均等 ・保育への参加意識、園に求める機能の相違 ・保護者会や行事の設け方が困難 2) 職員とのコミュニケーション <ul style="list-style-type: none"> ・ローテーション方式の園では、担任との十分なコミュニケーションが難しい 3) 保育料の格差 <ul style="list-style-type: none"> ・保育料の設定が幼保で異なることによる不平等感 ・特に【移行型】で、幼稚園就園時の保育料増額は継続的な施設利用を阻害する 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 保護者間コミュニケーションの場の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・短時間児の降園時間と長時間児の午睡や活動の時間が重なるため、午睡の場となる室や活動の場の配置と送迎スペースとの関係に配慮が必要 2) 職員とのコミュニケーションの場の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・職員との意見交換や情報共有のための仕掛け
職員・保護者の関係	<ul style="list-style-type: none"> 待機児童の解消、定員割れ幼稚園の経営の安定化 施設、人材、経営などの効率化 低年齢児からの一貫した幼児教育/保育の提供 幼保双方の利点を活かせる 幼保の機能を補える 多くの職員が目で子どもの生活や発達を多角的に捉えられる 低年齢からの発達を見られる 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 保育所と幼稚園の文化の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園教諭と保育士の幼児教育や保育に対する考え方の差異への相互理解が課題 ・幼保の機能の双方を満たしつつ融和する必要がある 2) 幼稚園教諭と保育士の身分の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・勤務形態、給与体系の相違 ・研修時間の確保 3) 情報の共有 <ul style="list-style-type: none"> ・職員と子どもの人数規模が大きくなるため、情報の共有に工夫が必要 ・保護者とのコミュニケーションのとり方 4) 幼保の所轄の違いに由来する事務処理の煩雑さ 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 幼保の別への考え方に立脚した、両機能とそれのあるべき関係の体現 <ul style="list-style-type: none"> ・幼保の関係への、独立、相互補完、融和すべきもの、など運営側の考えを空間配置や設えなどに反映させる 2) 職員室の置き方への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・幼保別々か、一緒がよって職員間の情報共有のあり方や子どもの活動場所との関係が変わる ・ローテーション方式による多様な出退時間や職員の身分や資格、勤務形態への配慮 ・保護者とのコミュニケーションのための仕掛け
子ども同士の関係	<ul style="list-style-type: none"> 交友関係が広がる 小学校移行時の不安の軽減 異年齢交流が促され、子どもの発達に良い効果がある 保護者の就労状況によらず平等な発達環境が保障される 集団体験によって他者理解や社会性獲得が促進される 一貫した保育/教育が受けられる 多数の職員から見てもらえる 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 短時間児と中・長時間児の滞在時間の差 <ul style="list-style-type: none"> ・帰宅欲求や、園に残りたいという思いが生じるため、短/長時間児の分離の時間帯には配慮が必要 ・長時間児に対しては午睡の保障への配慮が必要 2) 長時間児の活動場所の変化 <ul style="list-style-type: none"> ・午睡の関係や、【混合・移行型】では短/長時間児の分離のため室の移動が必要 ・活動場所の変化は生活へのめりはりの機会ともなる 3) 短時間児と長時間児の差 <ul style="list-style-type: none"> ・短時間児が集団生活に慣れるまで、自立した生活ベースの獲得までに混乱が生じる ・長時間児にとっても家庭で育った子どもたちとの生活ギャップによって混乱が生じる 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 短時間児の活動場所の配置 <ul style="list-style-type: none"> ・長時間児の午睡の場所を勘案した、降園までの充実した活動を保障する場の確保 ・送迎時にゆとりをもてる場の確保 2) 長時間児の活動場所の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・短時間児の活動や降園を勘案した午睡の場の確保 ・連続性と分節性に配慮した延長保育の場の設定 ・延長保育の設定方法によっては0～5歳児が混在するため、危険回避への配慮、幅広い発達段階の活動の保障、便所などの水回りの寸法への配慮

本稿は、今後日本建築学会大会、または支部大会での口頭発表を予定している。

注

- 1) 認定こども園：文10によれば、認定こども園の認定申請を考える施設は少なくとも300施設に上ると見込まれている。しかし一方で、認定こども園法が謳う保護者と施設の直接契約や保育料の独自設定、補助金の設定、保育内容の規定などがネックとなり、導入に際してメリットよりもデメリットが大きかったり現在の運営体制が保障されないなどの問題から認定こども園の認定申請には慎重な姿勢を示す自治体・施設も数多い。
- 2) 本稿では、従来の幼稚園と保育所の機能が一体的に運営されることで生じる諸事象について総合的に捉えるという視点に立ち、以降、幼保一体化施設、幼保一元化施設、認定こども園（総合施設）注3）を合わせて幼保一体型施設と呼び、これらを総じて取り上げる。
- 3) 幼保一体化施設：現行の幼稚園・保育所それぞれの制度に則り、施設の共用化などの幼保の連携の中で両施設を運営するもの、幼保一元化施設：現行の2制度の枠を撤廃し、保育所と幼稚園の機能を運営、財務などについて完全に統合し、運営されるもの、総合施設：幼稚園機能、保育所機能、地域の子育て支援機能の3機能を内包し、法律上も所轄もすべて一本化して、こどもを年齢や保護者の就労状況によらず教育、保育するもの。
- 3) アンケート調査：全国の都道府県教育委員会に対する電話調査によって把握した全300の幼保一体型施設に対して、幼保一体化の経緯や運営の概況を尋ねるアンケートを実施した。うち、112施設から回答を得た。有効回答数は111票、有効回答率は37.0%であった。
- 4) 運営形態：幼保一体型施設の運営形態を、幼稚園部門と保育所部門の関係に着目して、以下の3類型に分類した。この運営形態の如何は幼保の一体化のあり方を強く方向付ける要素である。(1) 移行型：0～2歳は保育所、3歳または4歳からは全員を幼稚園で処遇する。(2) 並存型：0～2歳は全員が保育所で、3歳または4歳からは保育所と幼稚園が並存して園児を処遇する。なお、並存型のうち、幼保の同年齢児を同じクラスで処遇する事例を[混合型]、幼保の同年齢児のクラスが別である事例を[非混合型]とした。
- 5) 建築形態：各施設の建築形態について、文部科学省による分類を参考に、以下の3類型に分類した。(1) 合築型：ひとつの建物で幼稚園と保育所が諸施設を共用しながら運営されている施設。(2) 併設型：幼稚園と保育所の建物は別々だが、一続きの敷地内にあり園庭やホール等の施設を相互に利用できる施設。(3) 隣接型：幼稚園と保育所が隣接しているが敷地が一続きでなく道路等で分かれている施設
- 6) 一体化の経緯：幼保一体化の経緯に着目し、各施設を以下の4類型に分類した。(1) 同時型：幼稚園と保育所が同時に開設したもの。(2) 合流型：それまであった保育園と幼稚園が合併したもの。(3) 幼稚園先行型：もともとあった幼稚園に保育所機能を付加したもの。(4) 保育所先行型：もともとあった保育所に幼稚園機能を付加したもの

- 7) 幼保一体化の理由として多く挙げられた、少子化への対応、保育ニーズの増加(待機児童の解消と幼稚園での預かり保育の実施)、平等な発達環境の保障、に要約して示した。
- 8) 埼玉県での幼保一体型施設全42事例のうち37事例が私立園

参考文献

- 文1) 山田あすか、樋沼綾子、上野淳：幼保一体型施設の現況に関する報告及び考察、日本建築学会技術報告集 第24号、掲載ページ未定、2006.12
- 文2) 大阪保育研究所編：「幼保一元化」と認定こども園、かもがわ出版、2006.09
- 文3) 建築思潮研究所編：建築設計資料 保育園・幼稚園1/2/3、建築資料研究社、1985/1995/2003
- 文4) 小林千穂子、渡部昇治、石川允：幼稚園・保育園施設の一元的運営の可能性と課題、日本建築学会大会梗概集 F-1 分冊、pp.415-416、1998.09
- 文5) 高橋秀行、佐藤将之、黒野弘靖：幼保一体施設における帰属の異なる園児の互いの居方に関する研究、日本建築学会大会梗概集 E-1 分冊、pp.179-181、2003.09
- 文6) 岩崎謙司、蟹江好弘：幼稚園と保育所の一体化に関する基礎的研究 群馬県桐生市を対象として、日本建築学会大会梗概集 E-2 分冊、pp.679-681、2004.08
- 文7) 矢野文子、中山徹、丸井寧子：幼保総合施設に関する研究 その1/その2、日本建築学会大会梗概集 E-1 分冊、pp.469-472、2005.09
- 文8) 大谷由紀子、中山徹、丸井寧子：幼保総合施設における施設の運営と園児の生活に関する調査研究 幼保総合施設に関する研究 その3、2006.09、E-1 分冊、pp.103-104
- 文9) 岩田俊二、幼保一体化施設の運営状況 千代田区、掛川市、東貝町の事例、2006.09、E-2 分冊、pp.477-478
- 文10) 「遊育」編集部、認定こども園に関する記事、雑誌『遊育』、pp.7-9、2006.10.09
- 文11) 中山徹、杉山隆一、保育財政研究会編著：幼保一元化 - 現状と課題 -、自治体研究社 2004.05

幼保一体型施設における 運営様態、混合保育、活動場所の変遷に関する研究

主任研究者：山田あすか（立命館大学理工学部建築都市デザイン学科 講師）

研究協力者：佐藤 栄治（首都大学東京大学院工学研究科建築学専攻 客員研究員）

同 樋沼 綾子（首都大学東京大学院工学研究科建築学専攻 博士前期課程）

同 佐藤 将之（日本大学生産工学部建築工学科 非常勤講師）

本稿では、全国の幼保一体型施設に対する再度のアンケート実施を元に幼保一体型施設の現況を把握した。さらに、運営形態、建築形態、一体化の経緯、公立／私立の別、園の規模、園の総定員に占める保育園児の割合、などの運営状況に着目してその相互関係の整理を行った。次に、運営時間のパターンと混合保育の実施状況を整理し、幼保の一体的運営が実際にはどのように行われているのかを調べた。また、幼保一体型施設の特徴は、長時間児と短時間児の混在と、それによる一日の中での園児数の変動の大きさにあること、さらにそれに起因した活動場所の変化にも特徴が見いだせることから、ヒアリングと実地調査に基づいて、活動場所の移動と延長保育時の活動場所を整理し、活動場所の移動が起こる要因などについてまとめた。

A 背景と目的

A. 1 社会的背景

従来、「保育に欠ける0～5歳児のための児童福祉施設」である保育所と、「3～5歳児のための学校教育施設」である幼稚園は、異なる目的、異なる管轄のもとで運営されてきた。近年、少子化や共働き夫婦の増加、核家族化などの社会構造の変化、そして就学前教育・保育の見直しなどの観点から、保育所と幼稚園を一体的に運営する幼保一体型施設^{※1)}が注目されている。2006年10月には認定こども園法が施行され、幼保一体型施設は今後の増加が見込まれる。

しかし、認定こども園法が定める幼保一体型施設のあり方や、助成制度に対しては懐疑的な声もある。また、幼稚園と保育所が一体的に運営される施設についての、根拠法・運営形態も整理されておらず、保護者にとっても、現行の幼稚園・保育所との違いなどがよくわからないなど、新制度の浸透は未だ道半ばであるといえる。

A. 2 理論的背景

筆者らは前稿^{※1)}で、全国の幼保一体型施設（2005

年9月当時）に対するアンケート調査に基づき、幼保一体化の経緯、運営形態、建築形態に着目して施設の類型化と現況分析を行った。また、典型的事例を抽出して詳細なヒアリング調査と終日観察調査を行い幼保一体型施設の実際の運営状況を示した。さらに、幼保一体化に先駆的に取り組んでいる自治体とその旗艦施設へのヒアリング調査を行い、施設運営の背景となる自治体の考え方や幼保一体型施設の多様な運営の有り様、課題点とそれに対する建築的配慮点を整理した²⁾。

これらの報告により、幼稚園と保育所を一体的に運営するための課題と幼保一体型施設の特徴は、多くが「短期間児と長期間児の混在」と「短時間児と長時間児の混在」によるものだと指摘できた。さらに、幼保一体型施設では、図1、図2に示すように、園児の園滞在時間が多様であり、早朝から夕方までの保育時間の間に園児数が大幅に増減することも特筆すべき点である^{※1)}。短／長時間児の混在と、園児数の増減によって、活動場所の変遷などが起きる。この事象については既往研究⁴⁾が散見されるものの、事例の紹介に留まるもので、複数事例に対しての体系的考察はない。

また、文1におけるアンケート調査後に認定こども園法が施行され、新設事例が増えている。

A. 3 目的

以上より、本研究では、以下3点を目的とする。

- 1) アンケート調査に基づき、認定こども園法施行後の新設事例を含めた再分析を行い、幼保一体型施設の運営様態の詳細を把握し、運営様態の決定要因を考察する。
- 2) 短時間児と長時間児の混在に着目し、運営形態と施設規模などの施設の運営状況と短時間児/長時間児の混在の関係を整理する。
- 3) ヒアリング調査に基づき短時間児/長時間児の混在による園児の滞在場所の変遷を整理し、幼保一体型施設設計上の知見とする。

B 調査概要

B. 1 アンケート調査

全国の都道府県教育委員会に対する電話調査によって、幼保一体型施設の設置状況と所在を把握した(2005年6月時点で300、2006年9月時点で344施設)。うち、前回調査以降に幼保一体型施設として開設した44園と前年度のアンケートに未回答の188園に対し文1のアンケートと同様に設置年、定員、幼保一体化の経緯、施設形態などを尋ねる郵送回答方式のアンケートを実施した。回答数は総計で172(50%)、うち有効回答は158(45.9%)であった。有効回答票の内訳は、前回調査97(一体化廃止、詳細不明を除いた)、未回答→再依頼により回答52、新設9である。

B. 2 ヒアリング調査

アンケート調査と文献調査による事例収集によって運営形態と一体化の経緯が異なる計15施設を選び、ヒアリング調査を行った(図1)。まず、文1では関東地方の総合施設モデル園(当時)から運営様態の異なる5園を選定し(図1①)、文2で全国の事例を対象

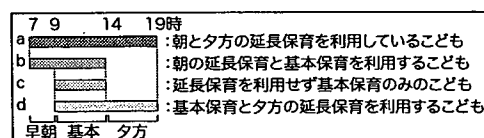


図1 園児ごとの施設滞在時間のパターン
*図1、図2はいずれも文1から一部改変の上再掲

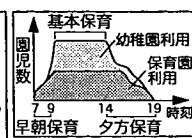


図2 園児数変動のモデル図

に該当施設の多い類型から自治体の支援体制を比較できる8園を追加し(②)、本稿で③の園を対象に加えた。

C 幼保一体型施設の概況

アンケート調査等の結果を基に、幼保一体型移設の運営形態、建築形態、公立/私立の別、一体化の経緯に着目して幼保一体型施設の全国的概況を整理する。また、施設規模および保育所定員の総員に対する割合と一体型施設の運営状況との関係を分析する。

C. 1 概況

文1のように、幼保一体型施設の状況は、公立と私立で異なる。そこで、公立と私立の別^{注2)}を踏まえて、一体型施設の状況を見る。

1) 全国の幼稚園・保育所・認定こども園数

2005年時点の公立/私立の別ごとの全国の幼稚園、保育所、幼保一体型施設数(表1^{注3)})をみると、保育所は公立の比率が、幼稚園は私立の比率が高い。これに対し幼保一体型施設は、2005年時点では公立の比率が高く、2006年には私立の比率が高くなった。特区認定などによって公立園で先行して始まった幼保の一体化が、規制緩和や総合施設制度、認定こども園制度によって私立園に波及したことが読み取れる。

2) 公立/私立の別と、一体化の経緯、運営形態、建築形態

公立/私立の別、幼保一体化の経緯、運営形態、建築形態を集計し(図2)、全体の特徴と公立/私立の相違を踏まえて傾向を把握した。

・**一体化の経緯^{注4)}**: 全体では[合流]が72事例と約半数を占め、次に[幼稚園先行型](50事例)が続く。また、公立園と私立園での相違は顕著で、公立園では[合流]型が半数以上(65事例)で、[同時][保育所先行][幼稚園先行]が同数程度であるのに対し、私立園では[幼稚園先行]が過半数(38事例)を占め、他が同数程度である。

・**運営形態^{注5)}**: 全体では、[混合]が約半数(76事例)を占め、[移行]は、全体の18.3%(29事例)である。公立園では私立園よりも[混合]が多く[移行][非混合]が少ないが、私立園では[移行][非混合]の割合が高い。[混合][移行]では少なくとも同年齢児は同様に

処遇されるのに対し、[非混合]では幼/保の同年齢児で処遇が異なる。この運営形態は、建築的側面、そのなかでの子どもたちの生活の側面ともに、幼保一体型施設としてのあり方に大きく影響する。

・**建築形態**^{注6)}：全体では、[合築]がほぼ3/4を占める(71.5%，113事例)。この割合は、公立園ではより高く(85.6%，83事例)、私立園では約半数(30事例)である。また、公立園では[隣接]は2事例/87事例(2%)とごくわずかだが、私立園では一定の割合を占める(8事例/61事例，13%)。概観して、私立園では、幼保の関係が公立園よりも希薄な傾向があると言える^{注7)}。

C. 2 一体化の開始年、一体型施設開設年

幼保一体型施設の開設数は、1998年の幼稚園と保育所の施設共用化指針、2000年の保育所設置主体の規制緩和などを背景に、1998年頃から年々増加しており、2005年に開設件数のピークがある(図3)^{注8)}。公立園の開設ピークは2003年で、構造改革特区認定を追い風とした設置が洞察される。一方、私立園の開

設は2005年が突出して多く、総合施設の開始が強く影響しているといえよう。

一体化の経緯を見ると、[同時]は2005年に開設件数が多く、[合流]では、2003年を挟み2000年から2005年にかけて、ほぼ同数で開設の多い時期が続いている。[幼稚園先行]は、2001年から2006年にかけて多数開設され、2005年には特に開設件数が多い。

次に、運営形態では、[移行]は2002年から2006年にかけて開設件数が多く、2005年にピークがある。[混合]は2000年から2006年にかけて開設件数が多く、2003年と2005年に特に多い。[非混合]は、2003年から2005年にかけて特に開設件数が多い。

私立園、[幼稚園先行]、[移行]は比較的類似の傾向を示しているが、これはこの3条件を満たす事例が多いことと関係しており、この3条件は連動している。これに対し、公立園は異なる挙動をしており、私立園と公立園での一体型導入背景の相違が推察される。

C. 3 公立/私立の別と幼保一体化の理由

図4は、幼保一体化の理由を全体、公立/私立の別で示した図である。なお、アンケートの実施にあたっては、先に項目を抽出してのチェック方式と、自由回答方式の併用によった。

まず、全体を見ると、一体化の理由としてあげられた回数が多い項目は、幼稚園児の減少(58事例)、保

移行型	一体化の経緯			
	幼保同時型	幼保合流型	保育所先行型	幼稚園先行型
0 3 5歳	①Yu園(神奈川)			②Y園(東京) ①S園(埼玉) ②Y園(東京)
0 3 5歳		②Kr園(大阪)	①To園(埼玉)	
0 3 5歳		②Ik園(秋田) ①So園(神奈川) ②Mk園(群馬) ②Gz園(滋賀) ②Hh園(滋賀)		
0 3 5歳		②H園(東京) ①Ks園(静岡)		③S園(宮城) ②Lp園(宮城)

図1 ヒアリング調査対象施設の位置づけ

表1 全国の幼稚園、保育所、幼保一体型施設数

	公立	私立	合計
幼稚園(2005)	5,785 (40.8%)	8,389 (59.2%)	14,174
保育所(2005)	12,236 (54.6%)	10,155 (45.4%)	22,391
幼保一体型施設(2005)	129 (59.7%)	87 (40.3%)	216
幼保一体型施設(2006)	184 (53.5%)	160 (46.5%)	344
アンケート回答(2005,2006計)	97 (61.4%)	61 (38.6%)	158

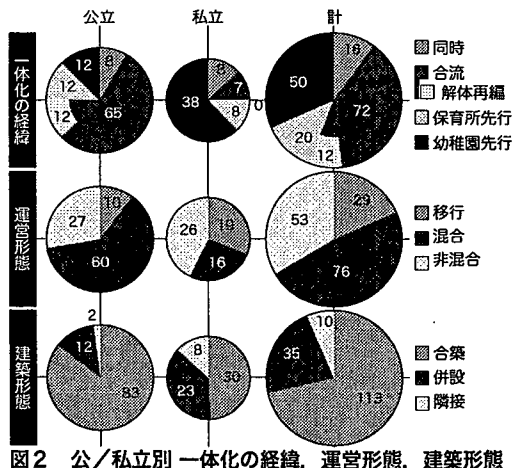


図2 公/私立別一体化の経緯、運営形態、建築形態

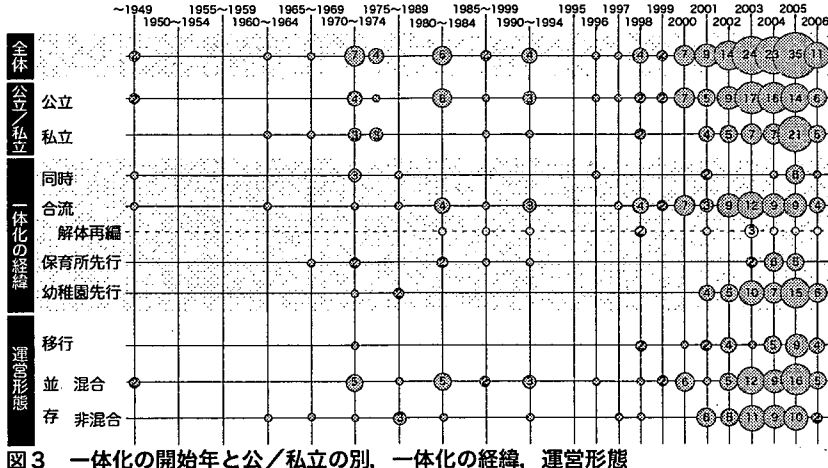


図3 一体化の開始年と公/私立の別、一体化の経緯、運営形態

護者の就労状況によらない平等な発達環境の保障（67事例）、一貫した教育・保育の提供（47事例）と続く。公立／私立の別でその相違を比較すると、公立には保育所、私立には幼稚園を運営のベースに置く施設が多いことも起因してか、公立では「保育所児の減少」、私立では「幼稚園児の減少」の割合がそれぞれ高い。また、公立園では平等な環境、老朽化、運営費の削減が占める割合が私立園に比して高く、公立の幼稚園・保育所が抱え、幼保一体化の導入によって解消を図ろうとした問題が把握される。一方、私立園では「保育所待機児童の解消」と、「その他」が占める割合が公立園より高く、各園の運営方針などと関連した個別の事由により幼保一体化を導入した事例、また幼稚園児の減少・保育所へのニーズ増大を背景とした待機児童問題を受けての幼保一体化導入が公立園に比して多かったことが指摘できる。

C. 4 規模でみた概況

次に、図5から、施設の総定員数によって、施設の規模と、施設の運営状況（公立／私立の別、一体化の

経緯、運営形態、建築形態）の関係をみる。なお、施設の総定員は30名刻みでカウントした。

1) 施設定員と公立／私立の別

施設定員の分布を見ると、公立園の方が私立園よりも小規模な傾向がある。公立園は総定員90～300に同程度ずつ分布している。これに対し、私立園は総定員120～390に分布しており、総定員270・300に緩やかなピークがある。

2) 施設定員と一体化の経緯

施設定員と一体化の経緯の関係をみると、まず、「合流」には公立園（解体再編（＝公立園）を含む）が多いことも影響して「合流」は公立園と類似した分布となっている。「解体再編」は、「合流」の中でも比較的規模が大きい方に分布している傾向がある。また、「保育所先行」は、「幼稚園先行」「同時」よりも小規模な事例が多く、施設定員240を越える事例が少ないことがわかる。なお、「幼稚園先行」は、規模のばらつきが大きく、小規模な事例から大規模な事例まで幅広く分布している。

3) 施設定員と運営形態

施設定員と運営形態の関係をみると、まず「移行」は「並存（＝「混合」＋「非混合」）」よりも事例数が少ないためもあり分布の中が比較的小さく、定員数120～360の間にほぼ納まっている。なかでもクラス

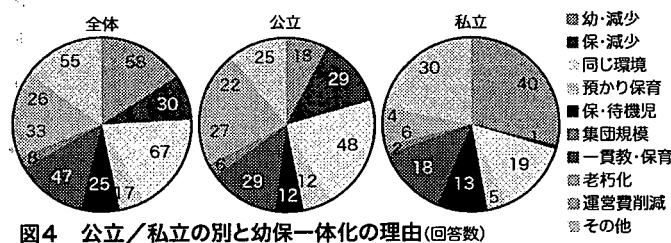


図4 公立／私立の別と幼保一体化の理由(回答数)

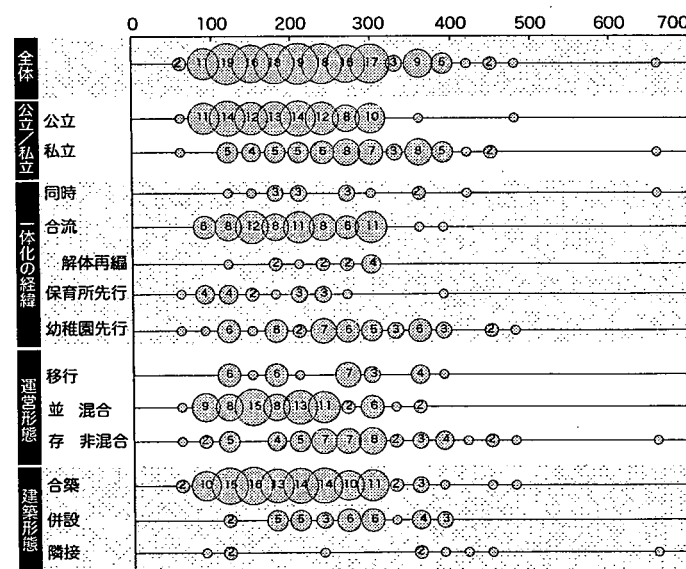


図5 施設の総定員と施設の運営状況

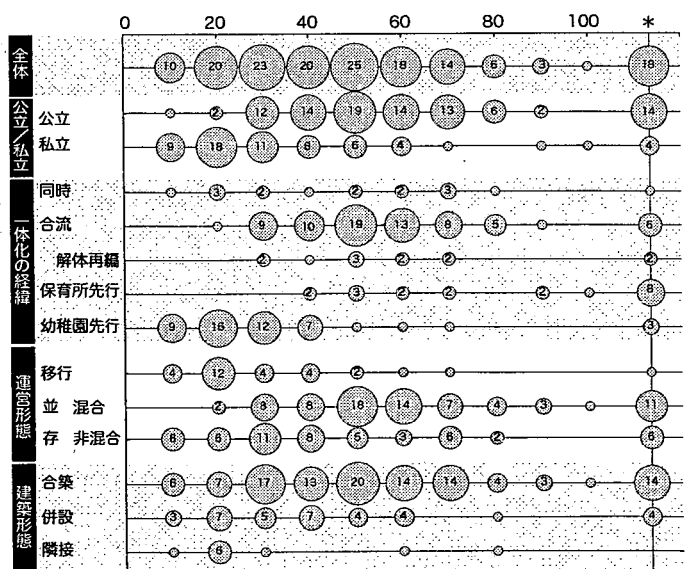


図6 施設の総定員に占める保育所定員割合と施設の運営状況

*クラス定員を幼稚園部門／保育園部門で分けていない施設

の設定によるものだろう、120・180・270で事例が多い。[混合]は、[非混合]に比べて小規模な傾向があり、定員数90～240・300に多く分布し、定員数360を越える大規模な園はない。[非混合]は分布の幅が大きく、特に定員数120・180～300に事例が多い。[非混合]は、同年齢児でも幼稚園児と保育所児で別々に処遇される形態であり、幼稚園児と保育所児でそれぞれ縦割り保育をしているか、年齢別保育で各年齢が2クラス以上あることを意味している。このため、必然的に[非混合]は[混合]よりも大規模になると予想され、[非混合]であることと規模が大ききこととは関係し、規模と運営形態には一定の関係があるといえる。なお、ヒアリング調査では、大規模になるとマネジメントの関係上、安全やこどもの管理を重視して活動規模をより小規模な集団に分割することがあり、これが幼・保の別と関連づけられたパターンが[非混合]となる、という事例もある(Ksなど)。

4) 施設定員と建築形態

施設定員と建築形態の関係をみると、全体として[合築]が多いため[合築]は全体の傾向と類似した傾向を示している。これに対して、[併設][隣接]の分布の様子は若干異なる。[併設]は[合築]よりも大規模な方へ分布し、[隣接]は、小規模と、大規模な事例とに分布が別れている点が特徴的である。

C. 4 施設定員に占める保育所定員割合と施設の運営状況

次に図6から、施設の総定員に占める保育所定員の割合と、公立/私立の別、一体化の経緯、運営形態、建築形態で代表される施設の運営状況との関係をみる。

1) 概観 保育所定員割合は、全体では50%をピークとして20～70%に多く分布し、運営様態によって顕著な偏りがある。このことから、幼保一体型施設の特徴は、保育所定員割合、すなわちその施設が幼稚園機能と保育所機能のいずれに重きを置くか、によって説明しやすいと言える。

2) 保育所定員割合と公立/私立の別 保育所定員割合の分布は、私立/公立園で明らかに異なり、私立では保育所割合が低く、公立では保育所割合が高い傾向が顕著である。これには、[幼稚園先行]の私立園が、

公立園よりも格段に多いことに起因すると推察される。

3) 保育所定員割合と一体化の経緯 一体化の経緯による保育所定員割合の相違も顕著で、[幼稚園先行]は保育所定員割合が低く、ほとんどの園が40%以下である。逆に、[保育所先行]ではすべての事例が40%以上で、両者の傾向は大きく異なる。また、[合流]は想像に易いように50%をピークとする正規分布状の傾向を示している。[解体再編]も事例が少ないながら同様の傾向である。[同時]は、[合流]よりも若干保育所定員割合が低い方に分布している。

4) 保育所定員割合と運営形態 保育所定員割合と運営形態の関係では、[移行][非混合]では[混合]に比べて保育所定員割合が低い傾向があることが指摘できる。これは、[移行]ではより顕著である。[移行]では、3～5歳児に保育所児がいない(全員幼稚園児)という運営形態であるため、0～2歳の受け入れ規模と、3～5歳の受け入れ規模の差がそのまま反映されたものと言えよう。

5) 保育所定員割合と建築形態 [合築]が多いため、全体の傾向と[合築]の関係には類似性が高く、[合築]は30～50%をピークとして20～90に裾野を広げている。[併設]は、[合築]よりも10%程度割合が低い方にシフトしている。なお、[隣接]は、半数以上(6事例/10事例)が保育所定員割合20%に該当する。

D 混合保育の状況でみる幼保一体型施設の現況

D. 1 混合保育のパターンと運営時間の状況

幼保一体型施設では、幼稚園と保育所の機能が並存する。

図8に、想定しうる幼保の運営時間と混合保育のパターンと、またアンケート調査の結果に基づくそれぞれのパターンに該当する施設数を、運営形態の別ごとに示した^{注9)}。なお、いずれの事例においても、保育所では早朝保育を実施していた。

収集した事例については、幼稚園・保育所とも早朝保育および夕方保育を実施している事例(図中左端)が、運営形態の別によらず最も多く、合計で53事例であった。[移行]では、[移行]に該当する総数に比してこの延長保育実施形態が最も多い。[混合][非混合]では、

幼稚園で夕方保育を実施しない例（図左から2番目）、幼稚園はコアタイムのみの例（図左から3番目）、幼稚園は午前中と昼食のみの例（図右から6番目）、幼稚園は早朝保育から昼食まで（図右から2番目）に該当する事例も多い。また、幼稚園と保育所のいずれでも、夕方保育を実施してない事例もある。

D. 2 混合保育の実施状況

混合保育の実施状況を見ると、まず、混合保育を行うのは行事やその他の時のみで、日常的な幼保の混合保育は実施していないと回答した施設が合計で44施設にもものぼる^{注10}。このうち、[移行]では、幼保の別が0～2歳と3～5歳の年齢段階の別と一致しているため、安全や管理の面から両者を別々に運営しているか、異年齢の混合を特に日常的には行っていない状況と推察される。他方、[非混合]は、3～5歳児で同年齢児が同一施設に在籍し、幼保の一体的運営を行う幼保一体型施設を標榜するにもかかわらず、園庭での自由遊びの機会等を含め、日常的な幼保の一体的運営はまったく実施されていないということになる。

日常的に混合保育を行っている事例では、「混合保育可能な時間帯すべて」の園を除くと^{注11}、コアタイムに混合保育を実施している園、延長保育と預かり保育

の時間に混合保育を実施している園、コアタイム・延長/預かり保育の双方時間で混合保育を実施している園のいずれもが存在する。混合保育の実施パターンは、幼保の運営時間の組み合わせの多様さとも相まって、非常に多様である。

特に、[非混合]では、様々な混合保育のパターンに該当事例が存在している。普段は別々のクラスで処遇している幼稚園児と保育所児の混合保育の機会を、各園独自の考え方や工夫によって実現しようとしている様子がうかがえる。

[移行]には、延長保育・預かり保育の時間での混合保育実施が多く、これは園児数が少ない時間帯に異年齢混合保育を行うというもので、一般の保育所における延長保育実施形態と同様である。

以上のように、一口に幼保の混合保育といっても、いろいろなパターンがあることが指摘できる。幼保一体型施設の計画に際しては、こうした運営のパターンと想定する混合保育の実施様態を見越した計画が必要となる。

E 活動場所の集約と変遷の実態

幼保一体型施設では、長時間児と短時間児が混在し

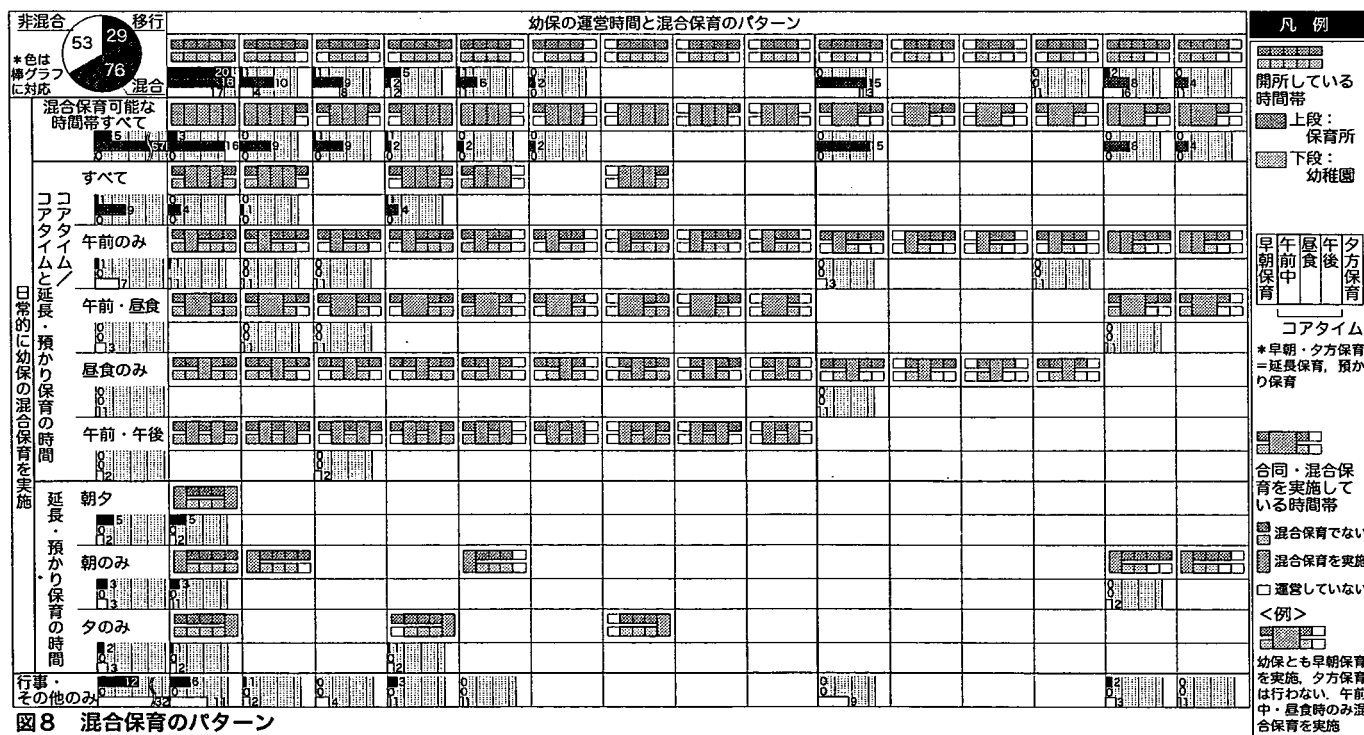


図8 混合保育のパターン

ているため、全員が長時間利用することを前提としている保育所に比べて、保育時間帯による園児数の大規模な増減があることが大きな特徴のひとつである¹⁾。こうした園児数の変動を伴うため、保育時間帯の切り替えには一定の配慮が必要である。また、この保育時間帯の切り替え時にはしばしば活動場所が変わり、短時間児/長時間児、異年齢児の混合の様子が変化する。文2で指摘したように、活動場所の移動は、長時間にわたる園での生活にメリハリを与える一方、頻回になると子どもたちの生活や遊びの連続性を断ち切ってしまうおそれが出てくる。以下、ヒアリング調査の結果から、保育時間帯による園児の活動場所の変遷についてまとめる。

E. 1 終日の活動場所の変遷の様子

アンケートの結果を基に、運営形態・一体化の経緯に着目した類型化を行い、異なる類型から計15の施設を選出した。これらの施設について、ヒアリングと現地調査を行い、早朝保育・コアタイム・夕方保育と続く一日の保育時間帯の変遷と、園児の活動場所の変遷、活動場所移動の理由を把握した(図9)。主な活動場所移動のきっかけは、一日の保育の流れを追って、以下のように整理される。

幼保一体型施設計画における活動場所の設定は、以下の事項を含め、一日の流れの中で展開する保育シーンに即して考える必要がある。

1) 早朝保育から、コアタイムへの保育時間帯の切り替え

早朝保育の時間は、まだ園児が少ないためもあって保育士が少なく、各部屋に保育士を配置できないこと、園児数が少ないと遊びの広がりや乏しいこと、異年齢交流の機会としたいなどの理由によって、年齢や所属の異なる園児たちが1ないし2の室に集まって保育を受けることが多い。ここから、登園してきた園児の数が増えてコアタイムとなる際、活動場所の移動が起こる。早朝保育を実施する場合、また登園時間に自由度がある場合にはいずれにせよ起こる移動であろう。また事例の中では、コアタイムの活動場所への移動の前、早朝保育時間帯内にも園児の増加に伴って活動場所の移動が起こる場合がある(Kr)。延長保育利用児の数が

が多く早朝保育時間内での園児数増加が著しい場合に見られるケースと推察される。

2) 午睡のための移動

多くの場合、長時間児は昼食後に午睡し、短時間児は午睡をしない。同年齢児の混合保育を行っており、かつ同年齢児でも午睡の有無が異なる場合、保育所児と幼稚園児を分離する必要がある。活動場所の移動実例としては、同年齢に2クラスあるため、長時間児はいずれか1室に集まって午睡、短時間児は室2やホールに集まり、お迎えまで遊ぶ場合(例えばHh, Gz, Kr)などが見られる。午睡の有無の別、クラス数が複数であること、午前中の混合保育の実施は、移動回数を増やす要因となると言える。

3) 夕方保育のための移動

一般の保育所と同様、夕方には、長時間児/延長・預かり保育利用児を残して園児数が減少するため、いずれの事例でも活動場所の集約を行っていた。保育士の人員配置の問題や、園児数の減少で活動の活気がそがれることへの対応、また夜の時間に向け家庭的な雰囲気創出のため、などの理由による。この活動場所の集約には、同年齢児の活動場所の集約(2クラスの長時間児を1クラスになど)、異年齢児の活動場所の集約(0~5歳児が1室で保育を受けるなど)の両方の場合がある。

夕方保育の時間帯では、園児数の減少に伴い、活動規模を一定の大きさに保つためや保育士の人員配置への対応から、段階的に活動場所を移動することが多く、12/15事例で夕方の保育時間帯内での活動場所の移動があった。延長保育の時間にこのようなマネジメントを行っている場合、活動規模を比較的大きく保ち活気を持続させることができる反面、移動回数が増え、子どもの活動の持続性は断たれがちであることに配慮が必要である。

E. 2 活動場所の移動回数に影響する要素

図9と5.1の活動場所移動の理由の整理をもとに、活動場所の移動回数に影響すると思われる要素を、表2に整理した。これらの要素と活動場所移動回数の関係を分析する^{注12)}。

1) 運営時間の長さ(表2①)

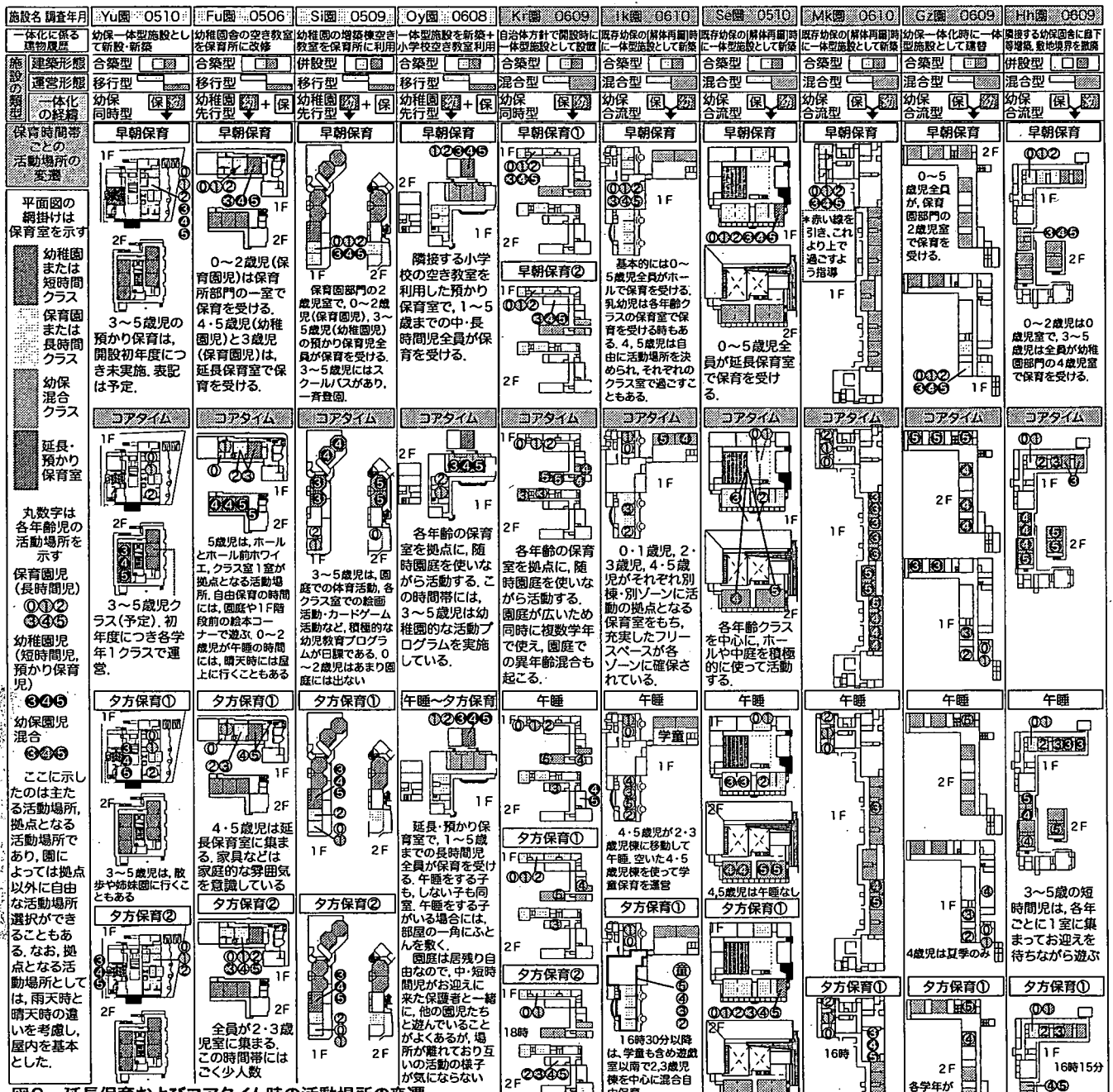


図9 延長保育およびコアタイム時の活動場所の変遷

表2 活動場所移動の回数に影響する要因(C:クラメールの連関係数値)

	Yu園	Fu園	Si園	Oy園	Kr園	K園	Se園	Mk園	Gz園	Hh園	To園	Ks園	Sg園	Lp園	メモ
建築形態	合築	併設	併設	併設	併設	併設	併設	併設	併設	併設	併設	併設	併設	併設	建築形態と一体化の経緯は移動回数に影響せず
運営形態	移行	移行	移行	移行	移行	移行	移行	移行	移行	移行	移行	移行	移行	移行	
一体化の経緯	同時	幼先	幼先	幼先	同時	同時	同時	同時	同時	同時	同時	同時	同時	同時	
運営時間	12h	12h	12h	11.5h	12h	11.5h	11h	11h	11h	11h	11.75h	11.75h	12h	12.5h	平均 11.67時間
預かり・延長保育室	あり	あり	あり	あり	なし	なし	あり	なし	なし	なし	あり	あり	あり	なし	あり9,なし6
総クラス数	6	7	9	5	9	6	8	14	11	11	9	8	12	10	平均 9.1クラス
各年齢のクラス数(最大)	1	2	2	1	2	2	2	5	3	3	2	3	4	3	平均 2.6クラス
活動場所変遷の回数	3	3	3	2	3	2	4	4	3	3	4	3	3	3	平均 3.9回
活動場所移動の理由															
① 移動回数	11	11.5	1.75	12	12.5										
② 延長保育室の有無															
③ 移動回数	2	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
④ 施設全体の総クラス数	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14					
⑤ 移動回数	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
⑥ 年齢別最大クラス数	1	2	2	1	2	2	2	5	3	3	2	3	4	3	
⑦ 移動回数	3	3	3	2	3	2	4	4	3	3	4	3	3	3	
⑧ 運営形態															
⑨ 移動回数	2	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
⑩ 運営形態															
⑪ 移動回数	4	2	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
⑫ 運営形態															
⑬ 移動回数	5-6	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
⑭ 運営形態															

C=0.055(関連していない) C=0.607(やや強く関連) C=0.491(やや弱く関連) C=0.491(やや弱く関連) C=0.645(やや強く関連)

睡を保障するために活動場所移動が起こる), などが活動場所の移動回数に影響する。

E. 3 延長保育時の活動場所

1) 延長保育の実施場所

延長保育の実施場所を表3に、延長保育実施場所と異年齢児混合処遇の関係を表4にまとめた。延長保育実施場所には、延長保育室、年齢クラス室、ホール、以上のうち複数の室の利用、が挙げられた。自室を離れての保育を受ける、または自室に異年齢児・他クラス児が集約されての保育を受けるケースは、総計61^{注14)}、延長保育室(15)、1/1・2歳児室(17)、2/2・3歳児室(11)、が他に比して多い(表3)。延長保育時の異年齢児混合は、0～5歳児、0～3歳児、3～5歳児で起こる(表4)。この際、0～5歳児が1・2歳児室で、3～5歳児が4・5歳児室で保育を受けるケースは比較的多いものの、逆に、0～2歳が

4・5歳児室で保育を受けるケースはない。0～2歳児の活動場所を日中の生活場所と大きく変えないことで、0～2歳児の活動と生活を守る配慮が推察される^{注15)}。また、幼稚園の位置づけが多少なりと含まれる3～5歳児室に対して、0～2歳児室はあくまでも保育の場であるので、延長・預かり「保育」の場として利用しやすいという側面もある。なお、延長保育室は0～2歳児だけでは使わず、延長保育室利用時には必ず3～5歳児が含まれる。このことから、延長保育室は3～5歳児の活動拠点として位置づけられ、短/長時間児の混在のため園児数が大きく変動し、活動場所の集約が必須である幼保一体型施設では特に必要度の高い室であると指摘できる。

2) 延長保育実施場所の決定要因

延長保育室を設けていない場合、延長保育を行う部屋を決める要因としては、職員室からの距離(見守り、

表3 延長保育の実施場所

(各クラス室での保育終了後、各年齢のクラス室以外の場所で延長保育を行う場合を記載。雨天時を含めた考察を行うため、室内=雨天時にも活動が行える場所、としてヒアリングしている)

	Yu園	Fu園	Si園	Oy園	Kr園	Ik園	Se園	Mk園	Gz園	Hh園	To園	Yu園	Ks園	Sg園	Ln園
① 早朝保育	0~5 ①室	0~2 ②③室	0~5 ②室	0~5 ②室	0~5 ①室	0~5 ホール	0~5 ②室	0~5 ②室	0~5 ②室	0~2 ①②室	0~6 ①室	1~5 ②室	0~2 ①室	0~2 ①室	0~5 ①室
②					0~2 ①室										
③ 夕方保育	345 ホール	45 ④⑤室	0① ①室	0~5 ③	0①② ①室	2~5 ②③ ホール	0~5 ②③ ホール	345 ④⑤室	45 ④⑤室	45 ④⑤室	345 ④⑤室	1① ①室	45 ④⑤室	保345 ④⑤室	345 ④⑤室
④	123 ①室	0~5 ②③室	0①② ①室		0① ①室	2~5 ホール		0①② ①室	0~2 ①②室	345 ④⑤室	0~5 ①室	1~5 ②室	0①② ①室	0~5 ①②室	0~5 ①室
⑤										0~5 ①室			0~5 ①室		

*123などは年齢クラス児を示す。例えば1=1歳児。また、①室、②室などは、各年齢のクラス室を示す。例えば①室=1歳児室、②③室=2・3歳合同保育室、延長室=延長保育専用の室。

表4 延長保育の実施場所と年齢

	0~5/1~5 (h)	01/012/0~3	123	3	2~5	345/45	計	移	混	非
0室		Ks朝 Sg朝					2			2
0①室	Hh夕3	Hh朝 Gz夕2					3		3	
①室	Yu朝1 Ln朝	Si夕1 Kr夕1 Yu夕2								
	Kr朝1 Ip夕2	Si夕2 Mk夕2					15	4	7	4
	To朝	Kr夕2 Hh夕1 To夕2								
①②室	Sg夕2						2			2
②室	Si朝	Ip朝								
	Mk朝 Gz朝	Ip夕2					8	1	4	3
②③室	Fu夕2	Fu朝			Ik夕		3	2	1	
④室					Kr夕1	Hh朝 Ip夕1 Hh夕1				
④⑤室						Hh夕2 Sg夕1 Gz夕1	7		5	2
ホール					Kr夕2	Yu夕1 Kr朝2 Mk夕1	6	1	5	
						Kr夕1				
別室	Oy朝 Ks夕3					Yu夕2 To夕1 Sg夕1				
	Oy夕					Si夕2 Ks夕1 Ks夕1	15	6	3	6
	Se朝					Fu朝 Ks夕2				
	Se夕					Fu夕1 Sg朝				
	20	13		4		24				

職員交代の容易さ), 保育士の配置 (人員数), 延長保育利用人数に対する室の広さ, 室の配置などの空間構成 (見守りのしやすさとも関連, 複数の場所を使う場合には特に影響する), 保護者のお迎えの動線との兼ね合い, などが関係している。また, 異年齢児が同一の室で遇される場合, 特に0~5歳児が集約される際には, 身体や運動能力, 活動内容の相違を踏まえた場の設定が必要となる。延長保育の時間も, 園児にとっては一日のなかの重要な生活場面であり, ハード/ソフトの両面からこの時間の充実と問題回避を行うことが重要である。既存の幼稚園・保育所の一体施設化, 新設のいずれにおいても, 幼保一体型施設計画時には延長保育時の活動場所と人員配置などのマネジメントを含めた空間計画が必要となる。

F まとめ

本稿では, 全国の幼保一体型施設に対する再度のアンケート実施によって幼保一体型施設の現況を把握し, 運営形態, 建築形態, 一体化の経緯, 公立/私立の別という運営状況に着目して整理した。また, 運営時間のパターンと混合保育の実施状況を整理し, 幼保の一体的運営が実際にはどのように行われているのかを調べた。さらに, ヒアリングと実地調査に基づいて, 活動場所の移動と延長保育時の活動場所を整理し, 活動場所移動の要因などについてまとめた。

本稿で得られた知見は以下の通りである。

- 1) 一体化開始年, 一体化の経緯, 運営形態, 建築形態は私立/公立の別と関連し, 一体化の理由が施設のあり方に強く影響している。
- 2) 私立園は公立園よりも規模が大きな傾向があり, 一体化の経緯, 運営形態, 建築形態と施設規模には一定の関係がある。
- 3) 保育所定員割合は, 運営形態, 一体化の経緯ごとに顕著に異なり, 幼保一体型施設の特徴は, 保育所定員割合=施設の全体像に対する保育所的機能の割合, によって説明できる。
- 4) 幼保の混合保育といっても, いろいろなパターンがあり, 幼保一体型施設の計画に際しては, 運営のパターンと想定する混合保育の実施様態を見越した

計画が必要となる。

- 5) 幼保一体型施設では, 保育時間帯によって園児数が大きく増減し, 活動場所と, 短/長時間児, 異年齢児の混合の様子が変化する。
- 6) 活動場所の移動回数には, 延長保育時間帯内での園児数の増減の大きさ, 延長保育室の有無, 施設全体の総クラス数, 年齢別クラス数, 午睡の有無, などの要素が影響する。
- 7) 延長保育の実施場所は見守りや人員配置, 活動の保障などで決まり, 延長保育室, 1・2・4歳児室が多く, 低年齢児の生活を守りつつ, 活動場所を集約していることが推察される。また, 延長保育室は3~5歳児の延長保育に対応するためだという傾向がある。

G. 研究発表

G. 1 論文発表

本研究は, 下記の通り日本建築学会計画系論文集 (査読論文集) に掲載された。

山田あすか, 佐藤栄治, 佐藤将之, 樋沼綾子: 幼保一体型施設における運営様態, 混合保育, 活動場所の変遷に関する研究, 日本建築学会計画系論文集 No.625 pp.543-550, 2007.03

G. 2 学会発表

本研究の一部は, 日本建築学会大会にて口頭発表される予定である。

注

注1) 本稿では, 従来の幼稚園機能と保育所機能が一体的に運営されることで生じる諸事象について総合的に捉えるため, 幼保一体型施設, 幼保一元化施設, 認定こども園 (旧総合施設) を合わせて幼保一体型施設と呼称し, これらを総じて取り上げる。幼保一体型施設: 現行の幼稚園・保育所それぞれの制度に則り, 施設の共用化などの幼保の連携の中で両施設を運営するもの, 幼保一元化施設: 現行の2制度の枠を撤廃し, 保育所と幼稚園の機能を運営, 財務などについて完全に統合し, 運営されるもの, 認定こども園: 就学前のこどもに幼児教育・保育を提供し, かつ地域における子育て支援機能を有する。法律上も所轄もすべて一本化された都道府県の条例によって認可される。

注2) 公設民営は私立, 幼・保のいずれかが公立である場合には公立として算入。

注3) アンケートの回答率は, 全国的な比率よりも公立の方が高い。